

④過去5年間の決算の状況

	当初予算		決 算	
	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)	金額(千円)
平成26年度	12,138	-	-	12,674
平成27年度	10,585	426	426	11,052
平成28年度	13,402	407	407	13,464
平成29年度	20,872	445	445	16,073
平成30年度	10,482	423	423	12,200

※平成26年度以前は使用件数を集計していなかった。

平成30年度における予算・決算の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	予算	決算
修繕費	50	1,915
需用費(光熱費、消耗品等)	2,248	2,562
役員費(電話代、樹木の剪定費等)	108	69
委託料	8,000	7,578
負担金	76	76
合計	10,482	12,200

(2) 監査手続

- ①現在の建物の状況や使用状況を確認するため、現地視察を行った。
- ②平成30年度までの使用状況を確認するため、担当者に質問を行った。
- ③建物の管理状況及び管理費等の支出手続が適正になっているかを確認するため、委託契約書・委託事業結果報告書等を閲覧した。

閲覧資料：見積書、委託契約書、委託事業結果報告書、支出負担行為同書 等

(3) 監査結果

- ①現在の使用状況は概要以下のとおりである。
地下1階・・・貸会議室及び倉庫
1階・・・金沢大学サテライト・プラザの事務室及び貸会議室
2階・・・(公財)金沢子ども科学財団の実験室等及び金沢大学サテライト・プラザ講義室
3階・・・貸会議室
令和元年7月に、(公財)金沢子ども科学財団が金沢市長土塀青少年交流センターへ移転したため、2階の大部分が空きスペースとなっている。建物は老朽化しているものの、管理状況は比較的良好であり、(公財)金沢子ども科学財団退去後の空きスペースも貸し会議室等としての利用も十分可能な状況であった。同スペースの有効活用が今後の課題である。
谷口吉郎氏設計の建築物であり、現状は利用可能であることから、今後も保存管理していく

合理性は認められるが、老朽化していることや、耐震化・バリアフリー化を実施していないことから、今後の施設のあり方を検討しながら、耐震化工事等についても検討していく必要がある。

【意見】

老朽化していることや、耐震化・バリアフリー化を実施していないことから、今後の施設のあり方を検討しながら、耐震化工事等についても検討していく必要がある。

②平成26年度以前は使用件数をカウントしていなかったため、同年度における使用件数は不明である。平成27年度から平成30年度までの使用件数の総数は上記(1)④に記載のとおりであるが、このうち(公財)金沢子ども科学財団の使用件数は不明であるもの、上記(3)①に記載のとおり、同財団が相当のスペースを継続的に利用していたことからすれば、同財団転居後は使用件数も相当程度減少すると思われる。空きスペースの今後の活用方法の課題はあるが、現時点において特段の問題は認められない。

③管理人については(公社)金沢市シルバーパー人材センターと管理業務委託契約を締結して人員の派遣を受けている。清掃業務や空調機の保守点検業務等、継続的に発生する業務については1年～2年の業務委託契約を締結し、設備の修繕や樹木の剪定業務等については適宜発注している。見積書、委託契約書、委託事業結果報告書、支出負担行為同書等を閲覧したが、契約内容及び支出手続等について特段の問題は見られなかった。

②消耗性図書購入について、各学校への配当根拠資料を閲覧した結果、平成30年度の図書整備費配当方針に基づく配当額の積算は下記のとおりであった。なお、当該方針はその年度の予算の範囲内で効果的なものとなるように決定したものであり、基準額における1校当たりの購入冊数や加算額における1学級当たりの購入冊数等毎年同じ配当方針となるとは限らない。

- (配当額の積算)
- 配当額 = ア 基準額 + イ 学級数による加算 + ウ 重点配当額
 - ア 基準額：平成29年度の学校図書館用図書平均単価×95冊分
(平成30年度の1校当たりの購入冊数。分校は75冊)
 - イ 加算額：学級数×7冊
 - ウ 重点配当額：次頁の記載参照

上記の配当方針に基づき、各学校への配当額が適切に配分されているか検証した結果、配当根拠資料である「学校図書配当額一覧表」のエクセルシートにおいて、学級数に対応した標準冊数の当てはめについて、一部の不備が発見された。

(現在) 学級数7の標準冊数5,080 ⇒ (正) 学級数7の標準冊数5,560

学級数に対応した標準冊数とは、学校図書館図書標準の算定早見表に基づくものであり、小学校の場合は下記表が該当する。

学級数	蔵書冊数	学級数	蔵書冊数	学級数	蔵書冊数
1	2,400	9	6,520	17	9,960
2	3,000	10	7,000	18	10,360
3	3,520	11	7,480	19	10,560
4	4,040	12	7,960	20	10,760
5	4,560	13	8,360	21	10,960
6	5,080	14	8,760	22	11,160
7	5,560	15	9,160	23	11,360
8	6,040	16	9,560	24	11,560

当該不備の要因は、エクセルシート上で閉校した学校のセルを削除する際に、同じ列に合った標準冊数に関わるセルを誤って削除したものである。当該不備については、配当額の全体の算定過程の中では軽微な事務ミスに当たり、また配当額の各学校への配分額には結果的に影響が出ないものであった。よって、特段意見としては記載しないものとする。その他、特記すべき事項は発見されなかった。

③各学校の充足率を確認した結果、全ての学校で充足率が100%を超えており、また、1校を除き全ての学校で110%を超えていることを確認した。

充足率については、年度末の蔵書冊数に対する学校図書館図書標準に基づく学級数に応じた蔵書冊数の割合で算定する。金沢市では、平成29年度までの第8次図書整備計画において、標準冊数の110%を達成することに重きをおき、図書の廃棄を控えたことにより、全小学校で学校図書館図書標準の充足率100%、全体の平均充足率110%を達成している。それを受けて、平成30年度より、充足率110%を維持しながら、傷みの激しい図書や年数の経過とともに内容が古くなった図書の更新を進めることとしている。

2 小学校教育振興費
2-1 教材整備費 学校図書更新費 (小学校)

(1) 概要

- ①目的
図書館教育を推進するため、学校図書館の環境を整備する。
- ②事業概要
文部科学省による「学校図書館ガイドライン」及び学校図書館整備等5カ年計画に基づく当市の図書更新計画(2018～2022)により、学校図書館図書を計画的に更新・整備する。また、図書館環境を整えるため、書架を整備する。
- ③事業対象及び選定条件
ア 消耗性図書の購入
対象：全小学校、学級数や蔵書率に応じて配当
イ 備品図書の購入
対象：全小学校、希望に応じて各校年間2冊まで
ウ 書棚の購入
年間10台程度

④過去5年間の決算の状況

	当初予算		決 算	
	金額 (千円)	年度末蔵書数 (冊)	年度末充足率 (%)	金額 (千円)
平成26年度	48,000	563,926	109.2	47,755
平成27年度	48,000	588,685	114.8	47,858
平成28年度	48,000	616,473	122.2	48,104
平成29年度	48,000	640,181	126.9	47,963
平成30年度	27,000	637,888	126.8	26,583

(2) 監査手続

- ①備品図書及び書架の購入について、支出負担行為同書及び関連資料を閲覧し、事務の適切性を検証した。
- ②消耗性図書の購入について、各学校への配当根拠資料を閲覧し、配分の適切性を検証した。
- ③各学校の充足率を確認し、充足率を踏まえた各学校への配当方針が、事業目的に合致していることを検証した。

閲覧資料：支出負担行為同書、見積書、納品書、契約執行同書、随意契約理由、決裁同書、平成30年度図書整備費配当方針、学校図書配当額一覧表、学校図書館図書標準算定早見表、平成30年度学校図書館蔵書数一覧表

(3) 監査結果

①備品図書及び書架の全支出(11件)について、事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。

上記の目的を踏まえて、平成30年度の図書整備費配当方針においては、重点配当額を下記と
している。この配当方針も平成30年度のものであり、予算により毎年同じ方針となるとは限ら
ない。

- ウ 重点配当額： i 平成30年4月1日時点で、充足率<110%の学校に、不足額の5分の1
を配当（平成30～34年の5年間で110%の達成を見込む）
- ii 平成30年4月1日時点で、購入後10年以上経過している図書が全蔵書
冊数に占める割合が高い学校に、下記の金額を配当する。

※ここでのいう10年以上経過冊数は、実際の蔵書冊数から、各校の110%
を超える冊数（除籍可能冊数）を差し引いたものとする。

重点配当ウの金額＝ 配当総額－（ア＋イ＋ウ i）

※1校当たり5万円程度（約25冊購入）を目安とする。

上記の重点配当額の方針が、事業目的に合致しているかどうかを検証した結果、iについては、
充足率110%に達していない学校にその不足額の5分の1を重点的に配当するものであり、事業
目的に合致しているものと判断した。

また、iiについては、充足率110%を維持しながら10年以上経過した古い蔵書を更新する目的
のものであり、事業目的に一定程度は沿っているものと考えられた。しかしながら、10年以上経
過冊数の考え方について、実際の蔵書冊数ではなく各校の110%を超える冊数（除籍可能冊数）
を差し引いたものとしているため、下記表のK校からO校のように10年以上経過した古い蔵書
の占める割合が50%を大きく超える学校に対して重点配当が行われない結果となっていた。

（「学校図書配当額一覧表」より作成）

学校名	蔵書冊数 (a)	購入後 10年以上 経過冊数 (b)	標準冊数 の110%の 冊数 (c)	110%まで廃棄 した場合の 10年以上 経過冊数 (d=b-(a-c))	(d)が 蔵書冊数 に占める 割合 (d÷a)	(b)が 蔵書冊数 に占める 割合 (b÷a)
A	12,569	7,068	11,836	6,335	50.40%	56.23%
B	12,798	7,426	11,616	6,244	48.79%	58.02%
C	10,724	6,154	9,636	5,066	47.24%	57.39%
D	11,063	6,450	9,636	5,023	45.40%	58.30%
E	13,180	7,034	12,056	5,910	44.84%	53.37%
F	12,407	6,938	10,956	5,487	44.23%	55.92%
G	14,117	7,420	12,936	6,239	44.19%	52.56%
H	13,740	6,410	13,376	6,046	44.00%	46.65%
I	13,257	5,756	13,376	5,756	43.42%	43.42%
J	13,090	6,428	12,276	5,614	42.89%	49.11%
K	12,374	7,494	9,196	4,316	34.88%	60.56%
L	10,634	6,120	8,228	3,714	34.93%	57.55%
M	11,938	6,776	9,636	4,474	37.48%	56.76%
N	11,087	6,192	9,196	4,301	38.79%	55.85%
O	11,523	6,358	9,196	4,031	34.98%	55.18%

※全小学校55校のうち、重点配当は「(d)が蔵書冊数に占める割合」の高い順にA～Jの10校が
対象となっている。

各学校が古い蔵書を廃棄しながら充足率110%を維持するためには、廃棄可能冊数を適切に管理
することで達成が可能である。それを前提として、古い蔵書の更新をより進めるためには、現在の
整備計画終了以降、年度末の蔵書冊数に占める古い蔵書冊数の割合が高い学校に重点的に配当する
方が効果的であると考えられる。よって、10年以上経過冊数の考え方については、除籍可能冊数を
差し引くのではなく、実際の蔵書冊数とする方がより望ましい。

【意見】

現在の図書更新計画（2018～2022年）の終了後、重点配当における10年以上経過冊数の考え方
については、除籍可能冊数を差し引くのではなく、実際の蔵書冊数とする必要がある。

2-2 教材整備費 教材整備費（小学校）

(1) 概要

①目的

授業に必要な一般教材（理科教育設備を除く）及びクラブ活動用教材の充実を図るため。

②事業概要

小学校での教育活動に必要な教材を整備する。

③事業対象及び選定条件

金沢市立全小学校へ学級数に応じて配分し、資金前渡で支払

※一部高額な備品等については、学校指導課で購入

④過去5年間の決算の状況

	当初予算		決算	
	金額（千円）	クラス数（件）	金額（千円）	金額（千円）
平成26年度	55,700	922	922	54,091
平成27年度	70,600	930	930	68,569
平成28年度	56,700	914	914	55,654
平成29年度	52,700	920	920	51,836
平成30年度	52,700	920	920	51,963

(2) 監査手続

①学校指導課で購入している高額物品等について、支出負担行為何書及び関連資料を閲覧し、事
務の適切性を検証した。

②需用費及び備品購入費について、各学校への配当根拠資料を閲覧し、配分の適切性を検証した。

閲覧資料：支出負担行為何書、入札書、見積書、納品書、契約執行何書、物品完納届、物品完納届、契約締結
何書、物品購入契約書、検査調書、物品引渡調書、決裁何書、平成30年度教材整備費
配当方針、平成30年度教材整備費確定配当額（小学校需用費）、平成30年度教材整
備費確定配当額（小学校備品費）、需用費基準額、備品購入費基準額

2-3 大型教材整備費

(1) 概要

①目的

放送設備、ピアノ等大型教材の更新

②事業概要

市立小学校を対象として耐用年数を超過した大型教材(放送設備、グラウンドピアノ)について計画的に更新、整備する。

③事業対象及び選定条件

ア 学校から更新希望があり、かつ下記の耐用年数を過ぎた教材の中から取得年度が古いものを優先

※耐用年数目安 ピアノ：20年、放送設備：15年

イ ピアノについて、体育館と音楽室に設置してあるピアノを対象とする。(H24～)

ウ ピアノについて、体育館と音楽室に、おおむね10年以内に整備したものがある場合は、優先順位を遅らせる。(H26～)

エ 過去2年間にピアノ、放送設備のいずれかを整備した学校は対象外とする。(H11～)

オ 単年度に整備する大型教材は、各学校1つまでとする。(H11～)

カ 学校の大規模改築に伴う教材の更新を優先する。(H16～)

※イについては、使用頻度の高さから体育館と音楽室のピアノを対象を限定する。金沢市立小学校へ学級数に応じて配分し、資金前渡で支払

※一部高額な備品等については、学校指導課で購入

④過去5年間の決算の状況

	当初予算		決算	
	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)	金額(千円)
平成26年度	8,800	4		10,062
平成27年度	9,000	4		9,478
平成28年度	9,000	4		9,951
平成29年度	10,000	4		10,372
平成30年度	10,000	4		10,257

(2) 監査手続

①放送設備及びピアノの購入について、支出負担行為図書及び関連資料を閲覧し、事務の適切性を検証した。

②放送設備及びピアノの購入について、各学校の選定根拠資料を閲覧し、選定の適切性及び選定条件の妥当性を検証した。

閲覧資料：支出負担行為図書、入札書、納品書、契約執行図書、物品完納届、契約締結図書、物品購入契約書、検査調書、物品引渡調書、ピアノ及び放送設備の過去の取得一覧表、取得年月一覧(全小学校)、大型教材現存状況調査票、決定起案の添付資料

(3) 監査結果

①学校指導課で購入している高額物品等の全支出(23件)について、事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。

②需用費及び備品購入費について、各学校への配当根拠資料を閲覧した結果、平成30年度の教材整備費配当方針に基づく配当額の積算は下記のとおりであった。

(配当額の積算)

配当額 = ア + イ + ウ + エ

ア：学級数(通常の学級)による基準額(別紙基準額表) × 配当乗算率

イ：学級数(特別支援学級+通級教室)による基準額 × 特学調整率 × 配当乗算率

エ：クラブ活動費(需用費のみ)

ウ：調整額(配当額が前年度の確定配当より大幅に減となる学校への修正額等)

エ：クラブ活動費(需用費のみ)

上記の配当方針に基づき、各学校への配当額が適切に配分されているか検証した結果、配当根拠資料である「平成30年度教材整備費確定配当額(小学校需用費)」のエクセルシートにおいて、下記の(小学校の需用費の基準額表)に示された学級数に対応する基準額が全ての欄で学級数を1多く誤って当てはめられていた。

(小学校の需用費の基準額表)

学級数	基準額(円)	学級数	基準額(円)	学級数	基準額(円)
1	79,960	9	162,190	17	236,240
2	90,230	10	172,460	18	244,870
3	100,520	11	182,760	19	250,090
4	110,800	12	193,030	20	255,310
5	121,080	13	201,670	21	260,530
6	131,350	14	210,320	22	265,750
7	141,630	15	218,950	23	270,960
8	151,920	16	227,590	24	276,180

※実際の基準額表は、50学級数まであり

当該不備の要因は、エクセルシート上でのセルの計算式の誤りがあったものである。

当該不備により配当額の総額には影響はないが、各学校への配分額には相連の影響が出るものであった。よって、需用費及び備品購入費を配当方針に基づき各学校に適正に配分するためには、その根拠となる資料を正確に作成する必要がある。

【意見】

需用費及び備品購入費について、配当方針に基づき各学校に適正に配分するために、配当根拠資料を正確に作成する必要がある。

【意見】
 取得年度が古いものを検討する際に、中古ピアノを寄付により取得した場合には、取得した時期ではなく製造した時期を基準として行う必要がある。

2-4 情報教育機器整備費(小学校)

(1) 概要

①目的

児童用パソコン等の情報教育に必要な機器を整備・管理するとともに、教職員用パソコンのセキュリティ強化用クラウドサーバ機等を運用するため。

②事業概要

市立小学校に整備されている教育用パソコン等の情報教育機器の整備・管理
 (平成30年度の主な内容)

内容	決算金額 (千円)
平成24年度整備分(再リース:1年分)	1,238
平成25年度整備分(継続:9ヶ月分)	45,701
平成27年度整備分(継続:1年分)	31,575
平成28年度整備分(継続:1年分)	44,079
平成29年度整備分(継続:1年分)	104,477
平成30年度整備分(新規:3ヶ月分)	20,350
情報教育活性化業務(ICT支援員)	13,058
学習支援グループウェア貸借業務	10,667
クラウド環境等接続・設定業務	8,303
消耗品購入費	7,974
クラウドサーバヘルプデスク委託業務	5,709
クラウドサーバリース利用料	5,564
ファイル暗号化ソフトウェア等導入・設定・貸借業務	4,506

③事業対象及び選定条件

ア 整備内容

- ・ハードウェア(パソコン、周辺機器)
- ・ソフトウェア(ウイルス対策ソフト、ファイル暗号化ソフト等)
- ・クラウドサーバ(教職員用ファイルサーバ、教職員用グループウェア等)

イ 管理内容

- ・教職員からの問い合わせに対応するヘルプデスク業務委託
- ・学習用ソフト等の活用サポートを担うICT支援員業務委託
- ・その他リース機器一式の保守業務

(3) 監査結果

①放送設備及びピアノの全支出(4件)について、事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。

②放送設備及びピアノの購入について、各学校の選定根拠資料を閲覧した結果、平成30年度は下記のとおりいずれも2校が選定条件に基づいて選定されていた。

(決定起案の添付資料より作成)

種類	選定 小学校	更新対象		選定理由
		取得年月	保管場所	
放送設備	千坂	H10.10	放送室	・全小学校の中で放送設備が最も古い ・平成29年に放送設備が壊れた(応急処置を行ったが、機器が古いため更新が必要)
		H13.12	放送室	更新希望の放送設備の中で最も古い
		S58.3	第2音楽室	更新希望の中で最も古い2台
ピアノ	金石町	S59.11	体育館	

放送設備については、取得年月一覧及び大型教材現状調査票の閲覧により、更新希望のある犀川小学校の取得年月が平成12年12月と西小学校よりも古くなっていった。この点、犀川小学校は平成29年度にピアノの更新(併合前の東浅川小学校で)を行っていることから、前述の選定条件のうち下記に基づいていることを確認した。

エ 過去2年間にピアノ、放送設備のいずれかを整備した学校は対象外とする。
 また、ピアノについては、更新希望のある木曳野小学校の取得年月が昭和54年4月と金石町小学校よりも古くなっていった。この点、木曳野小学校は平成28年度にピアノの更新を行っていることから、前述の選定条件に基づいていることを確認した。

なお、担当課で作成されている取得年月一覧に軽微な不備が記載されたが、結果として選定条件に基づき適切に選定されていたことから、特段意見としては記載しないものとする。

選定条件の妥当性については、限られた予算の中で1つの学校に限定的に支出することができ送設備では機能が異なるため、状況によっては両方整備する必要がある場合に、前述のエの選定基準「過去2年間にピアノ、放送設備のいずれかを整備した学校は対象外とする」が問題となることもある。この点、担当課に確認した結果、ピアノと放送設備の両方整備する必要がある場合には、学校側に優先順位を決めてもらい、より緊急性のあるものから整備するが、使用に大きな支障がある場合は別途の考慮がなされることとあり、概ね問題ないものと判断した。

なお、選定条件アの「取得年度が古いものを優先する」については、購入する場合と寄付で取得した場合で優先順位に違いはなく、いずれもピアノを取得した年度を基準に同等に扱っていることとであった。この点、一般的に寄付の場合のピアノは中古資産であり、取得年月が同じでも購入した場合と比較して古いものとなる。また、寄付を受けたピアノについては、別途中古資産としての評価をしており、業者にピアノの製造年数を毎回確認しているとのこととであった。よって、取得年度が古いものを検討する際に、中古ピアノを寄付により取得した場合については、取得した時期ではなく製造した時期を基準として行うべきである。

④過去5年間の決算の状況

	当初予算		決算	
	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)	金額(千円)
平成26年度	286,452	-	285,422	-
平成27年度	272,748	-	270,896	-
平成28年度	252,383	-	255,076	-
平成29年度	256,680	-	255,482	-
平成30年度	311,084	-	306,206	-

(2) 監査手続

- ①情報教育機器の更新について、関連資料を閲覧し、業者の選定や賃借料の算定、契約及び支払等の事務が適正に行われているか検証した。
- ②委託業務について、関連資料を閲覧し、委託先の選定や委託料の算定、契約及び委託料の支払等の事務が適正に行われているか検証した。

閲覧資料：支出負担行為同意書、入札書、入札結果表、賃貸借業務契約書、仕様書、情報システム経費評価結果について、電子計算機引渡およびソフトウェア検収完了通知書、見積書、任意契約理由、委託業務契約書、仕様書、情報システム経費評価結果について、委託業務結果報告書

(3) 監査結果

- ①情報教育機器の更新について、関連資料を閲覧した結果、契約については制約付き一般競争入札での落札業者、任意契約業者である日本教育情報機器(株)及び金沢市の3者による賃貸借業務契約となっていた。また、契約書上は、日本教育情報機器(株)が所有する機器の保守管理を落札者が行うとともに、金沢市は日本教育情報機器(株)に対し賃借料を支払う契約となっていた。この点、業者選定に関しては任意契約の理由が妥当かどうか確認したが、任意契約業者である日本教育情報機器株式会社は、レンタル制度を普及する目的で国の指導・支援に基づき平成4年に設立された公共的な性格を有する会社であり、平成7年度より金沢市と順次契約を実施する中で信用実績が認められるとのことであり、特段問題ないものと判断した。また、情報教育機器の更新に係る費用は多額であり(平成30年度は合計で250,480千円を計上)、情報教育機器整備費(小学校)の全体の事業費の約8割を占めている。当該事業では、小学校55校1分校の児童用パソコン等を保守込み賃貸借業務契約により5年サイクルで更新しているが、機器の状況により1年の再リースを行う場合もある。再リースの場合は通常の賃貸借業務契約と比較して大幅に賃借料が低くなるのが一般的であるため、多額である情報教育機器の更新費用を節約することが可能である。この点、平成24年度整備分を再リースしていることに対して、平成25年度整備分を再リースとしなかった理由について確認したが、概ね下記の理由となっており、特段問題ないものと判断した。
 - ・以前より、再リース期間における機器の不具合が多かった。
 - ・平成24年度整備分である杜の里小学校のパソコンは、開校に伴い整備したことから、他校の

パソコンの更新時期に合わずに独立していたため、機器単価が割高になること及び事務の効率性を考慮し、多くの学校が対象となる平成25年度整備分と集約して更新することとした。

- ・学校におけるICT教育の推進及び2020年からのプログラミング型パソコン教育実施に備え、タブレットとして取り外し、教室等へ持ち出し可能なドッキング型パソコンへの切替が必要となった。その他、業者の選定や賃借料の算定、契約及び支払等の事務について、いずれも適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。

②委託業務について、関連資料を閲覧し、委託先の選定や委託料の算定、契約及び委託料の支払等の事務が適正に行われているか検証したが、いずれも適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。

2-5 特別支援教育振興費 特別支援学級等運営費(小学校)

(1) 概要

- ①目的
特別支援学級を円滑に運営するため必要となる消耗品や、新設の学級に対する備品を整備することにより、特別支援教育環境の充実に資する。
- ②事業概要
消耗品及び初年度備品の整備のための予算を各校に配当する。ただし、高額な備品については、学校指導課で購入し、現物支給を行う。
- ③事業対象及び選定条件
特別支援学級が設置される小学校に対して、学級数・児童数に応じて予算を配当。
- ④過去5年間の決算の状況

	当初予算		決算	
	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)	金額(千円)
平成26年度	9,779	52校(新設9学級)	7,239	7,239
平成27年度	8,577	53校(新設8学級)	7,242	7,242
平成28年度	10,078	52校(新設7学級)	6,863	6,863
平成29年度	9,077	53校(新設10学級)	7,141	7,141
平成30年度	9,877	53校(新設9学級)	8,290	8,290

(2) 監査手続

- ①学校指導課で購入している高額物品等について、支出負担行為同意書及び関連資料を閲覧し、事務の適切性を検証した。
 - ②需用費及び備品購入費について、各学校への配当根拠資料を閲覧し、配分の適切性を検証した。
- 閲覧資料：支出負担行為同意書、見積書、納品書、契約執行同意書、決裁同意書、平成30年度特別支援学級運営費配当方針、【小学校】H30年度特別支援学級等運営費配当(確定配当)

(3) 監査結果

- ①学校指導課で購入している高額物品等の全支出(1件)について、事務が適正に行われている

閲覧資料：支出負担行為同書、入札書、契約執行同書、契約締結同、委託契約書、仕様書、委託料積算資料、委託事業結果報告書、運行報告書、運行日報、決裁同書、雇用者一覧、雇用通知書、臨時職員勤務条件通知書、賃金単価の根拠資料、支給明細書

(3) 監査結果

- ①委託業務について、関連資料を閲覧し、委託先の選定や委託料の算定、契約及び委託料の支払等の事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。
- ②臨時職員に対する賃金支払について、雇用及び報酬支払等の事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。

2-7 理科教育設備整備費(小学校)

(1) 概要

- ①目的
理科教育設備現有率(国が定める「基準額」に対する達成度)について、100%未満の学校がほとんどであり、理科教材を重点的に整備することで、小学校における理科教育の振興・充実を図る。
- ②事業概要
理科教育振興法に基づき、小学校理科教育に必要な理科教育設備の整備を行う。
- ③事業対象及び選定条件
対象：理科設備(観察・実験を重視した理科教育実現のための環境整備にかかるもの)
- ④過去5年間の決算の状況

	当予算		決算	
	金額(千円)	理科教育設備現有率(%)	金額(千円)	金額(千円)
平成26年度	15,500	56.9	15,247	
平成27年度	8,800	61.8	8,672	
平成28年度	8,800	61.1	8,695	
平成29年度	8,800	61.8	8,637	
平成30年度	8,800	63.6	8,700	

※平成26年度…理科教育設備整備の国庫補助追加募集により予算増

(2) 監査手続

- ①学校指導課で購入している高額物品等について、支出負担行為同書及び関連資料を閲覧し、事務の適切性を検証した。
- ②需用費及び備品購入費について、各学校への配当根拠資料を閲覧し、配分の適切性を検証した。
- ③理科教育設備現有率について、他市の同比率との比較を行い、現有率の水準に問題がないことを検証した。

か検証した結果、いずれも適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。
 ②需用費及び備品購入費について、各学校への配当根拠資料を閲覧した結果、平成30年度の特別支援学級運営費配当方針に基づく配当額の積算は下記のとおりであった。なお、その年の予算の範囲内で公平な配当となるように調整をしており、各単価をはじめ配当方針は毎年同じとは限らない。

(配当額の積算)

需用費 = 基本額(30,000円*1) + 学級割(10,000円/学級)
 + 人数割(特別支援学級:7,500円/人、通級指導教室:2,500円/人)

備品購入費 = 基本額(250,000円/学級*2) + 調整額*3

※1：分枝は150,000円

※2：新設学級のみ。2学級以上新設の場合は、2学級目から170,000円/学級

※3：過去5年以内に閉鎖になった学級が今回再度新設

上記に基づき、配当根拠資料を検証した結果、適切に配当額が計算・配分されており、特記すべき事項は発見されなかった。

2-6 特別支援教育振興費 特別支援教育就学奨励費

(1) 概要

- ①目的
中央小学校芳斎分校に通学する児童の支援
- ②事業概要
登下校時のスクールバス(3台)の運行委託と同乗する添乗員(4人)の配置
- ③事業対象及び選定条件
ア バスの運行業務委託(運転手、バスの保守管理等)
イ バス添乗員(臨時パート職員)の報酬
- ④過去5年間の決算の状況

	当予算		決算	
	金額(千円)	在校人数(人)	金額(千円)	金額(千円)
平成26年度	9,850	37	9,869	
平成27年度	15,235	35	15,250	
平成28年度	9,841	40	10,203	
平成29年度	10,030	53	9,992	
平成30年度	10,132	68	10,010	

(2) 監査手続

- ①委託業務について、関連資料を閲覧し、委託先の選定や委託料の算定、契約及び委託料の支払等の事務が適正に行われているか検証した。
- ②臨時職員に対する賃金支払について、関連資料を閲覧し、雇用及び賃金支払等の事務の適切性を検証した。

閲覧資料：支出負担行為同書、入札書、見積書、納品書、契約執行同書、物品完納届、契約締結同書、物品購入契約書、検査調査、物品引渡調査、受領書、決裁同書、【小学校】平成30年度理科教育設備整備費配当方針(暫定配当)、平成30年度理科教育設備整備費の確定配当方針、平成30年度理科教育設備整備費暫定配当積算(小学校)、平成30年度理科教育設備整備費配当確定額積算(小学校)、平成30年度理科教育設備整備費教材購入計画書、平成30年度当初理科教育設備現有額(備品について)、平成30年度「理科教育設備」に関する調査票集計

(3) 監査結果

- ①学校指導課で購入している高額物品等の全支出(7件)について、事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。
- ②需用費及び備品購入費について、各学校への配当根拠資料を閲覧した結果、平成30年度の理科教育設備整備費配当方針に基づく配当額の積算は下記のとおりであった。

(配当額の積算)

配当額 = ア × イ + ウ

ア：学級数(理科の授業がある3～6年生の学級数)による基準額

イ：調整率

ウ：加算額
基準額に対する予算額の不足分を基準額に応じて各校同率減額し調整

- 加算額
 科学教育の実践状況等を考慮して加算(備品購入費で各30千円～31千円)
 宇宙少年団会場校、科学教育実践校、発明クラブ会場校
 基準額が小さい学校についての加算(需用費で5千円)

上記の配当方針に基づき、各学校への配当額が適切に配分されているか検証した結果、配当額の計算の一要素である学級数による基準額について、下記のとおり基準額における学級数の1増加に対する基準額の増加額に一部のみばらつきが確認された。

(小学校の需用費及び備品購入費の基準額より作成)

学級数	需用費		備品購入費	
	基準額(円)	学級数の1増加に対する基準額の増加額(円)	基準額(円)	学級数の1増加に対する基準額の増加額(円)
1	27,000	1,000	140,000	0
2	28,000	1,000	140,000	0
3	29,000	1,000	140,000	0
4	30,000	1,000	140,000	2,000
5	31,000	1,000	142,000	2,000
6	32,000	1,000	144,000	2,000
7	33,000	1,000	146,000	2,000
8	34,000	2,000	148,000	12,000

9	36,000	2,000	9	160,000	2,000
10	38,000	2,000	10	162,000	2,000
11	40,000	2,000	11	164,000	2,000
12	42,000	8,000	12	166,000	12,000
13	50,000	1,000	13	178,000	2,000
14	51,000	1,000	14	180,000	2,000
15	52,000	1,000	15	182,000	2,000
16	53,000	1,000	16	184,000	12,000
17	54,000	1,000	17	196,000	2,000
18	55,000	1,000	18	198,000	2,000
19	56,000	1,000	19	200,000	2,000
20	57,000	1,000	20	202,000	12,000
21	58,000	1,000	21	214,000	2,000
22	59,000	1,000	22	216,000	2,000
23	60,000	1,000	23	218,000	2,000
24	61,000	1,000	24	220,000	12,000
25	62,000		25	232,000	

上記の基準額表では、需用費について学級数12から13での増加額がその他と比較して大きく増加しており、また、備品購入費について学級数8から9、12から13、16から17、20から21での増加額がその他と比較して大きく増加している。この大きく増加している部分の算定根拠を担当者を確認したところ、「国庫補助における設備の基準に関する細目や学校規模及び生徒数等を考慮して作成したものを過去から継続して適用してきている」とのことであった。

当該基準額については、あくまで配当額を算定するための一つの要素であり、基準額をそのまま各学校に配当する訳ではない。しかしながら、各学校への配分金額の重要な基礎となる数値であることには変わりないことから、当該基準額が現時点で学級数に対応した妥当な金額となっているかどうかを改めて確認すること等により、合理的で説明可能な基準とするように見直しを検討するべきである。

【意見】
需用費及び備品購入費の基準額表は、合理的で説明可能な基準とすよう見直しを検討する必要がある。

③理科教育設備現有率について、金沢市の小学校全体では63.6%であり(各小学校の最低値は37.0%、最高値は95.7%)、国が定める「基準額」に対する達成度は100%未満となっている。この点、当該数値が他市と比較して低い水準となっていないかどうか、他市の同比率との比較を行っている資料を閲覧した結果、他市と比較して金沢市は非常に高い水準(調査した53市の中で高い方から5番目)となっており、現時点での現有率の水準に特段問題ないものと判断した。

- ・金沢市立小学校6年生全児童を対象とし、同一時間帯に大量のバス運行が必要である。
- ・安全確保な契約履行を確保するため、運行経路の確認や緊急時の対応等について、各学校との間で事前に綿密な打ち合わせが必要である。
- ・大会当日、開催場所周辺道路における児童の安全確保と交通状況を円滑に保つため、状況に応じて各バスに対し無線を用いた確かな誘導指示を出せるよう、体制を整える必要がある。
- ・大会当日は秋の行楽期である上、バス保有台数からバス会社1社のみでは受注できない契約である。

また、1日みのバス借上料の積算金額は5百万円台であることに対して、最終的な契約金額が7百万円を超える契約となっていることについては、概ね下記の理由となっており、特段問題ないものと判断した。

- ・大会会場となる金沢市宮陸上競技場の児童の待機場所は、屋根のない芝生であるため、小雨であっても中止の判断をせざるを得ず、雨天による順延の可能性も比較的高いものとなっている。しかし、大会が持つ児童への教育的効果は非常に高いものであることに鑑み、従来から開催・中止の判断は当日の天候をみて早朝に決定していることから、雨天時に変更契約を結び直すような時間的な余裕はなく、あらかじめ契約書に雨天順延における金額を記載しておく必要がある。

- ・大会の開催日については雨天時の予備日を設定しているため、2日分のバスの確保が必要となる。また、バス借上に関する契約書において、大会中止の場合の基本料金については、配車時刻の24時間前までに判断した場合でも、1日当りの所定料金の30%相当額がかかることとされている。

その他、契約及び支払等の事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。

3 中学校教育振興費

3-1 教材整備費 学校図書更新費(中学校)

(1) 概要

①目的

図書館教育を推進するため、学校図書館の環境を整備する。

②事業概要

文部科学省による「学校図書館ガイドライン」及び学校図書館整備等5カ年計画に基づく当市の図書更新計画(2018~2022)により、学校図書館図書を計画的に更新・整備する。また、図書館環境を整えるため、書架を整備する。

③事業対象及び選定条件

- ア 消耗性図書の購入(対象:全中学校、学級数や蔵書率に応じて配当)
- イ 備品図書の購入(対象:全中学校、希望に応じて各校年間2冊まで)
- ウ 書架の購入(年間3台程度)

2-8 学校体育振興費 小学校体育行事開催費

(1) 概要

①目的

各種体育行事を開催し、学校活動の成果発表の場を持つことで児童の諸能力の助長を図り、豊かな人間形成を目指すため。

②事業概要

- ア 小学校連合体育大会の開催(平成2年度~)
 - 9月下旬 市宮陸上競技場 全小学校6年生(約4,000人)
- イ 小学校体育交歓会水泳記録会の開催(昭和41年度~)
 - 8月初旬 金沢プール 小学校5~6年生(約830人)
- ③事業対象及び選定条件
 - ア 小学校連合体育大会
 - 大会運営協力者謝礼・エキジビジョン謝礼・消耗品購入・プログラム及び記録証等印刷・仮設トイレ汲取・水洗工料・開催告知ラジオ放送・児童送迎用バス借上・仮設トイレ借上
 - イ 小学校体育交歓会水泳記録会の開催
 - 水泳協会謝礼・記録証印刷対象

④過去5年間の決算の状況

	当初予算		決算	
	金額(千円)	開催回数(回)	金額(千円)	
平成26年度	4,786	2	6,147	
平成27年度	5,785	2	5,858	
平成28年度	5,784	2	5,209	
平成29年度	8,334	2	7,372	
平成30年度	8,334	2	8,185	

(2) 監査手続

①児童送迎用バス借上料の支出について、関連資料を閲覧し、業者の選定や借上料の算定、契約及び支払等の事務が適正に行われているか検証した。

閲覧資料: 支出負担行為向書、見積書、積算資料、契約締結同、金沢市立小学校連合体育大会児童送迎用貸切バス借上料について(同)、金沢市立小学校連合体育大会児童送迎用貸切バス借上に関する契約書、事業結果報告書

(3) 監査結果

①児童送迎用バス借上料の支出について、関連資料を閲覧したが、金沢市立小学校連合体育大会にて児童送迎用貸切バスを運行させる委託契約は、公益社団法人石川県バス協会との随意契約となっていた。また、委託料についても大会の開催日が1日のみであることに対して7百万円を超える金額の契約となっており(7,137千円を計上)、小学校体育行事開催費の全体の事業費の約9割弱の金額となっていた。この点、業者の選定に関して随意契約の理由が妥当かどうか確認したが、概ね下記の理由となっており、特段問題ないものと判断した。

④過去5年間の決算の状況

	当初予算		決算	
	金額(千円)	年度末蔵書冊数(充足率)	金額(千円)	金額(千円)
平成26年度	30,500円	304,179冊(103.1%)	29,904円	29,904円
平成27年度	30,500円	321,211冊(108.9%)	30,254円	30,254円
平成28年度	30,500円	338,558冊(115.8%)	30,480円	30,480円
平成29年度	30,500円	351,262冊(121.0%)	30,448円	30,448円
平成30年度	16,600円	350,399冊(123.1%)	16,411円	16,411円

(2) 監査手続
 ①備品図書及び書架の購入について、支出負担行為同書及び関連資料を閲覧し、事務の適切性を検証した。
 ②消耗性図書の購入について、各学校への配当根拠資料を閲覧し、配分の適切性を検証した。
 ③各学校の充足率を確認し、充足率を踏まえた各学校への配当方針が、事業目的に合致していることを検証した。

閲覧資料：支出負担行為同書、入札書、入札結果表、見積書、納品書、契約執行同書、契約締結同書、物品購入契約書、検査調書、随意契約理由、平成30年度図書整備費配当方針、学校図書配当額一覧表、学校図書標準算定早見表、平成30年度学校図書蔵書数一覧表

(3) 監査結果
 ①備品図書及び書架の全支出(3件)について、事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。
 ②消耗性図書の購入について、各学校への配当根拠資料を閲覧した結果、平成30年度の図書整備費配当方針に基づく配当額の積算は下記のとおりであった。なお、当該方針はその年度の予算範囲内で効果的なものとなるように決定したものであり、基準額における1校当たりの購入冊数や加算額における1学級当たりの購入冊数等毎年同じ配当方針となるとは限らない。

(配当額の積算)
 配当額 = ア 基準額 + イ 学級数による加算 + ウ 重点配当額
 ア 基準額：平成29年度の学校図書館用図書平均単価×95冊分
 (平成30年度の1校当たりの購入冊数。分校は75冊)
 イ 加算額：学級数×13冊
 ウ 重点配当額：次頁の記載参照

上記の配当方針に基づき、各学校への配当額が適切に配分されているか検証した結果、配分は適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。

③各学校の充足率を確認した結果、全ての学校で充足率が100%を超えており、また、1校を除き全ての学校で110%を超えていることを確認した。充足率については、年度末の蔵書冊数に対

ウ 重点配当額：i 平成30年4月1日時点で、充足率<110%の学校に、不足額の5分の1を配当(平成30～34年の5年間で110%の達成を見込む)
 ii 平成30年4月1日時点で、購入後10年以上経過している図書が全蔵書冊数に占める割合が高い学校に、下記の金額を配当する。
 ※ここでいう10年以上経過冊数は、実際の蔵書冊数から、各校の110%を超える冊数(除籍可能冊数)を差し引いたものとする。
 重点配当額iiの金額 = 配当総額 - (ア + イ + ウ i)
 ※1校当たり5万円程度(約25冊購入)を目安とする。

上記の重点配当額の方針が、事業目的に合致しているかどうかを検証した結果、iについては、充足率110%に達していない学校にその不足額の5分の1を重点的に配当するものであり、事業目的に合致しているものと判断した。
 また、iiについては、充足率110%を維持しながら10年以上経過した古い蔵書を更新する目的のものであり、事業目的に一定程度は沿っているものと考えられた。しかしながら、10年以上経過冊数の考え方について、実際の蔵書冊数ではなく各校の110%を超える冊数(除籍可能冊数)を差し引いたものとしているため、下記表のG校及びH校のように10年以上経過した古い蔵書の占める割合が60%を超える学校に対して重点配当が行われない結果となっていた。

(「学校図書配当額一覧表」より作成)

学校名	蔵書冊数	購入後10年以上経過冊数	標準冊数の110%の冊数	110%まで廃棄した場合の10年以上経過冊数	(d)が蔵書冊数に占める割合	(d)が蔵書冊数に占める割合	(b)が蔵書冊数に占める割合
	(a)	(b)	(c)	(d=b-(a-c))	(d÷a)	(d÷a)	(b÷a)
A	15,234	8,744	14,432	7,942	52.13%	○	57.40%
B	13,768	7,200	13,376	6,808	49.45%	○	52.30%
C	14,692	7,483	14,432	7,223	49.16%	○	50.93%
D	15,734	8,954	14,432	7,652	48.63%	○	56.91%
E	15,363	7,314	15,312	7,263	47.28%	○	47.61%
F	16,477	8,561	15,664	7,748	47.02%	○	51.96%
G	18,217	11,207	14,432	7,422	40.74%	×	61.52%
H	10,893	6,630	8,096	3,833	35.19%	×	60.86%

※全中学校24校のうち、重点配当は「(d)が蔵書冊数に占める割合」の高い順にA～Fの6校が対象となっている。

(3) 監査結果

①学校指導課で購入している高額物品等の全支出(16件)について、事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。
 ②需用費及び備品購入費について、各学校への配当根拠資料を閲覧した結果、平成30年度の教材整備費配当方針に基づく配当額の積算は下記のとおりであった。

$$\begin{aligned} \text{配当額} &= \text{ア} + \text{イ} + \text{ウ} \\ \text{ア: 学級数 (通常の学級) による基準額 (別紙基準額表)} &\times \text{配当乗算率} \\ \text{イ: 学級数 (特別支援学級+通級教室) による基準額} &\times \text{特学調整率} \times \text{配当乗算率} \end{aligned}$$

特学調整率: 需用費0.3、備品購入費0.3

配当乗算率: 予算額÷配当総額

ウ: 調整額 (配当額が前年度の確定配当より大幅に減となる学校への補正額等)
 上記の配当方針に基づき、各学校への配当額が適切に配分されているか検証した結果、配当額の計算の一要素である学級数による基準額について、下記のとおり基準額表における学級数の1増加に対する基準額の増加額にばらつきが確認された。
 (中学校の需用費及び備品購入費の基準額表より作成)

学級数	需用費		備品購入費	
	基準額 (円)	学級数の1増加に対する基準額の増加額 (円)	基準額 (円)	学級数の1増加に対する基準額の増加額 (円)
1	103,780	20,030	499,310	31,150
2	123,810	20,040	530,460	66,670
3	143,850	20,030	597,130	48,920
4	163,880	20,030	646,050	48,920
5	183,910	20,040	694,970	54,500
6	203,950	20,030	749,470	43,320
7	223,980	20,030	792,790	48,911
8	244,010	20,020	841,701	48,909
9	264,030	4,330	890,610	40,170
10	268,360	4,340	930,780	40,160
11	272,700	4,340	970,940	40,170
12	277,040	4,340	1,011,110	40,170
13	281,380	4,340	1,051,280	40,170
14	285,720	4,320	1,091,450	40,150
15	290,040	8,270	1,131,600	22,850
16	298,310	8,270	1,154,450	22,850
17	306,580	8,280	1,177,300	22,830
18	314,860	8,260	1,200,130	22,840
19	323,120	8,270	1,222,970	22,840
20	331,390	8,280	1,245,810	22,840

※実際の基準額表は学級数50まであり

各学校が古い蔵書を廃棄しながら充足率110%を維持するためには、廃棄可能冊数を適切に管理することで達成が可能である。それを前提として、古い蔵書の更新をより進めるためには、現在の整備計画終了以降、年度末の蔵書冊数に占める古い蔵書冊数の割合が高い学校に重点的に配当する方が効果的であると考えられる。よって、10年以上経過冊数の考え方については、除籍可能冊数を差し引くのではなく、実際の蔵書冊数とする方がより望ましい。

【意見】

現在の図書更新計画(2018~2022年)の終了後、重点配当における10年以上経過冊数の考え方については、除籍可能冊数を差し引くのではなく、実際の蔵書冊数とする必要がある。

3-2 教材整備費 教材整備費(中学校)

(1) 概要

①目的

授業に必要な一般教材(理科教育設備を除く)の充実を図るため。

②事業概要

中学校での教育活動に必要な教材を整備する。

③事業対象及び選定条件

金沢市立全中学校へ学級数に応じて配分し、資金前渡で支払

※一部高額な備品等については、学校指導課で購入

④過去5年間の決算状況

	当初予算		決算	
	金額(千円)	クラス数	金額(千円)	
平成26年度	28,800	390	27,956	
平成27年度	28,800	394	28,028	
平成28年度	34,400	392	33,692	
平成29年度	29,400	387	28,169	
平成30年度	30,200	373	29,688	

(2) 監査手続

①学校指導課で購入している高額物品等について、支出負担行為同書及び関連資料を閲覧し、事務の適切性を検証した。

②需用費及び備品購入費について、各学校への配当根拠資料を閲覧し、配分の適切性を検証した。

閲覧資料: 支出負担行為同書、入札書、見積書、納品書、契約執行同書、物品完納届、契約締結同書、物品購入契約書、検査調書、物品引渡調書、随意契約依頼書、決裁同書、平成30年度教材整備費配当方針、平成30年度教材整備費確定配当額(中学校需用費)、平成30年度教材整備費確定配当額(中学校備品費)、需用費基準額、備品購入費基準額

③事業対象及び選定条件

- ア 整備内容
 - ・ハードウェア (パソコン、周辺機器)
 - ・ソフトウェア (ウイルス対策ソフト、ファイル暗号化ソフト等)
 - ・クラウドサービス (教職員用ファイルサーバ、教職員用グループウェア等)
- イ 管理内容
 - ・教職員からの問い合わせに対応するヘルプデスク業務委託
 - ・学習用ソフト等の活用サポートを担うICT支援員業務委託
 - ・その他リース機器一式の保守業務

④過去5年間の決算の状況

	当初予算		決算	
	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	金額 (千円)
平成26年度	128,197	-	-	128,389
平成27年度	128,581	-	-	124,104
平成28年度	119,288	-	-	119,620
平成29年度	116,967	-	-	117,119
平成30年度	142,848	-	-	139,291

(2) 監査手続

- ①情報教育機器の更新について、関連資料を閲覧し、業者の選定や賃借料の算定、契約及び支払等の事務が適正に行われているか検証した。
- ②委託業務について、関連資料を閲覧し、委託先の選定や委託料の算定、契約及び委託料の支払等の事務が適正に行われているか検証した。

閲覧資料：支出負担行為同書、入札書、入札結果表、賃貸借業務契約書、仕様書、情報システム経費評価結果について、電子計算機引渡およびソフトウェア検収完了通知書、見積書、随時契約理由、委託業務契約書、仕様書、情報システム経費評価結果について、委託事業結果報告書

(3) 監査結果

①情報教育機器の更新について、関連資料を閲覧した結果、契約については制約付き一般競争入札での落札業者、随時契約業者である日本教育情報機器(株)及び金沢市の3者による賃貸借業務契約となっていた。また、契約書上は、日本教育情報機器(株)が所有する機器の保守管理を落札者が行うとともに、金沢市は日本教育情報機器(株)に対し賃借料を支払う契約となっていた。この点、業者選定に関して随時契約の理由が妥当かどうか確認したが、随時契約業者である日本教育情報機器株式会社は、レンタル制度を普及する目的で国の指導・支援に基づき平成4年に設立された公共的な性格を有する会社であり、平成7年度より金沢市と順次契約を実施する中で信用実績が認められるとのことであり、特段問題ないものと判断した。

また、情報教育機器の更新に係る費用は多額であり(平成30年度は合計で111,453千円を計上)、情報教育機器整備費(中学校)の全体の事業費の約8割を占めている。当該事業では、中学

上記の基準額表では、需用費について学級数9から10での増加額がそれより少ない学級数での増加額より極端に少なくなり、また、備品購入費について学級数1から8までの各増加額が不規則に増減しているように思われる。この基準額表の算定根拠を担当者に確認したところ、「教材に在庫負担制度があった際の教材基準(昭和60年度まで)及びその廃止後に設定された標準教材品目(平成3年度)を参考に、各学年の学級数(小学校：6学年×○学級、中学校：3学年×○学級)に沿って作成し、過去から継続して適用されているとのことであった。

当該基準額については、あくまで配当額を算定するための一つの要素であり、基準額をそのまま各学校に配当する訳ではない。しかしながら、各学校への配分金額の重要な基礎となる数値であることには変わりないことから、当該基準額が現時点で学級数に対応した妥当な金額となっているかどうかを改めて確認すること等により、合理的で説明可能な基準とするように見直しを検討するべきである。

【意見】
需用費及び備品購入費の基準額は、合理的で説明可能な基準とするように見直しを検討する必要がある。

3-3 情報教育機器整備費(中学校)

(1) 概要

①目的
 生徒用パソコン等の情報教育に必要な機器を整備・管理するとともに、教職員用パソコンのセキュリティ強化用クラウドサーバ機等を運用するため。

②事業概要

市立中学校に整備されている教育用パソコン等の情報教育機器の整備・管理
 (平成30年度の主な内容)

内容	決算金額 (千円)
平成25年度整備分(継続：1年分)	23,779
平成27年度整備分(継続：1年分)	29,415
平成29年度整備分(継続：1年分)	48,662
平成30年度整備分(新規：3ヶ月分)	9,596
情報教育活性化業務(ICT支援員)	5,913
学習支援グループウェア賃貸借業務	4,830
クラウド環境等接続・設定業務	4,475
消耗品購入費	3,994
クラウドサービス利用料	2,624
クラウドサービスヘルプデスク委託業務	2,585
ファイル暗号化ソフトウェア等導入・設定・賃貸借業務	2,125

閲覧資料：支出負担行為何書、見積書、納品書、契約執行何書、決裁同書、平成30年度特別支援学級運営費配当方針、【中学校】平成30年度特別支援学級等運営費配当（確定配当）

(3) 監査結果

- ①学校指導課で購入している高額物品等について、該当する支出はなかった。
- ②需用費及び備品購入費について、各学校への配当根拠資料を閲覧した結果、平成30年度の特
別支援学級運営費配当方針に基づき配当額の積算は下記のとおりであった。なお、その年の予算
の範囲内で公平な配当となるように調整をしており、各単価をはじめ配当方針は毎年同じとは限
らない。

(配当額の積算)

需用費 = 基本額 (40,000円*1) + 学級割 (25,000円/学級)
+ 人数割 (特別支援学級：11,000円/人、通級指導教室：5,000円/人)

備品購入費 = 基本額 (250,000円/学級*2) + 調整額*3

※1：分校は150,000円

※2：新設学級のみ、2学級以上新設の場合は、2学級目から170,000円/学級

※3：過去5年以内に閉鎖になった学級が今回再度新設

上記に基づき、配当根拠資料を検証した結果、適切に配当額が計算・配分されており、特記すべ
き事項は発見されなかった。

3-5 理科教育設備整備費 (中学校)

(1) 概要

①目的

理科教育設備現有率 (国が定める「基準額」に対する達成度) について、100%未満の学校がほ
んどであり、理科教材を重点的に整備することで、中学校における理科教育の振興・充実を図
るため。

②事業概要

理科教育振興法に基づき、中学校理科教育に必要な理科教育設備の整備を行う。

③事業対象及び選定条件

理科設備 (観察・実験を重視した理科教育実現のための環境整備にかかもの)

④過去5年間の決算の状況

	当初予算		決算	
	金額 (千円)	理科教育設備現有率 (%)	金額 (千円)	金額 (千円)
平成26年度	24,400	82.3	24,079	24,079
平成27年度	16,600	82.6	16,309	16,309
平成28年度	16,600	82.8	16,474	16,474
平成29年度	16,600	84.6	16,338	16,338
平成30年度	16,600	85.1	16,311	16,311

校24校の生体用パソコン等を保守込み賃貸借業務契約により5年サイクルで更新しているが、
機器の状況により1年の再リースを行う場合もある。再リースの場合は通常の賃貸借業務契約と
比較して大幅に賃借料が低くなるのが一般的であるため、多額である情報教育機器の更新費用
を節約することが可能である。

この点、平成25年度整備分を再リースとしなかった理由について確認したが、概ね下記の理
由となっており、特段問題ないものと判断した。

- ・以前より、再リース期間における機器の不具合が多かった。
- ・学校におけるICT教育の推進及び2020年からのプログラミング教育実施に備え、タブレ
ットとして取り外し、教室等へ持ち出し可能なドッキング型パソコンへの切り替えが必要と
なった。

その他、業者の選定や賃借料の算定、契約及び支払等の事務について、いずれも適正に行われ
ており、特記すべき事項は発見されなかった。

②委託業務について、関連資料を閲覧し、委託先の選定や委託料の算定、契約及び委託料の支払
等の事務が適正に行われているか検証したが、いずれも適正に行われており、特記すべき事項は
発見されなかった。

3-4 特別支援教育振興費 特別支援学級等運営費 (中学校)

(1) 概要

①目的

特別支援学級を円滑に運営するため必要となる消耗品や、新設の学級に対する初年度備品を整備
することにより、特別支援教育環境の充実を図る。

②事業概要

消耗品及び初年度備品の整備のための予算を各校に配当する。ただし、高額な備品については、
学校指導課で購入し、現物支給を行う。

③事業対象及び選定条件

特別支援学級が設置される中学校に対して、学級数・生徒数に応じて予算を配当。

④過去5年間の決算の状況

	当初予算		決算	
	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	金額 (千円)
平成26年度	6,320	22校 (新設9学級)	4,681	4,681
平成27年度	6,490	23校 (新設6学級)	4,065	4,065
平成28年度	5,523	23校 (新設4学級)	4,232	4,232
平成29年度	5,373	23校 (新設7学級)	4,314	4,314
平成30年度	6,223	22校 (新設2学級)	4,153	4,153

(2) 監査手続

- ①学校指導課で購入している高額物品等について、支出負担行為何書及び関連資料を閲覧し、事
務の適切性を検証した。
- ②需用費及び備品購入費について、各学校への配当根拠資料を閲覧し、配分の適切性を検証した。

(中学校の需用費及び備品購入費の基準額より作成)

学級数	需用費		備品購入費	
	基準額 (円)	学級数の1増加に 対する基準額の 増加額 (円)	学級数	基準額 (円)
1	56,000	2,000	1	620,000
2	58,000	3,000	2	680,000
3	61,000	3,000	3	680,000
4	64,000	3,000	4	690,000
5	67,000	3,000	5	700,000
6	70,000	3,000	6	710,000
7	73,000	3,000	7	750,000
8	76,000	3,000	8	760,000
9	79,000	3,000	9	770,000
10	82,000	3,000	10	780,000
11	85,000	3,000	11	790,000
12	88,000	3,000	12	800,000
13	91,000	3,000	13	840,000
14	94,000	3,000	14	850,000
15	97,000	3,000	15	860,000
16	100,000	3,000	16	870,000
17	103,000	3,000	17	880,000
18	106,000	3,000	18	890,000
19	109,000	3,000	19	930,000
20	112,000	3,000	20	940,000
21	115,000	3,000	21	950,000
22	118,000	2,000	22	960,000
23	120,000	2,000	23	970,000
24	122,000	3,000	24	980,000
25	125,000		25	1,020,000

上記の基準額表では、備品購入費について学級数6から7、12から13、18から19、24から25での増加額がその他と比較して大きく増加している。この大きく増加している部分の算定根拠を担当者を確認したところ、「国庫補助における設備の基準に関する細目や学校規模及び生徒数等を考慮して作成したものを過去から継続して適用してきている」とのことであった。

当該基準額については、あくまで配当額を算定するための一つの要素であり、基準額をそのまま各学校に配当する訳ではない。しかしながら、各学校への配分金額の重要な基礎となる数値であることには変わりないことから、当該基準額が現時点で学級数に対応した妥当な金額となっているかどうかを改めて確認すること等により、合理的で説明可能な基準額とるように見直しを検討するべきである。

(2) 監査手続

- ① 学校指導課で購入している高額物品等について、支出負担行為同書及び関連資料を閲覧し、事務の適切性を検証した。
- ② 需用費及び備品購入費について、各学校への配当根拠資料を閲覧し、配分の適切性を検証した。
- ③ 理科教育設備現有率について、他市の同比率との比較を行い、現有率の水準に問題がないことを検証した。

閲覧資料：支出負担行為同書、入札書、見積書、納品書、契約執行同書、物品完納届、契約締結同書、物品購入契約書、検査調書、物品引渡調書、受領書、決裁同書、【中学校】平成30年度理科教育設備整備費配当方針（暫定配当）、平成30年度理科教育設備整備費の確定配当方針、H30年度理科教育設備整備費暫定配当積算（中学校）、H30年度理科教育設備整備費配当確定額積算（中学校）、平成30年度理科教育設備整備費教材購入計画書、平成30年度当初理科教育設備現有額（備品について）、H30「理科教育設備」に関する調査票集計

(3) 監査結果

- ① 学校指導課で購入している高額物品等の全支出（10件）について、事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。
- ② 需用費及び備品購入費について、各学校への配当根拠資料を閲覧した結果、平成30年度の理科教育設備整備費配当方針に基づく配当額の積算は下記のとおりであった。

(配当額の積算)
 配当額 = ア × イ + ウ
 ア：学級数による基準額
 イ：調整率
 ウ：加算額
 基準額に対する予算額の不足分を基準額に応じて各校同率減額し調整
 科学教育の実践状況等を考慮して加算（備品購入費で21千円）
 サイエンスクラブ会場校

上記の配当方針に基づき、各学校への配当額が適切に配分されているか検証した結果、配当額の計算の一要素である学級数による基準額について、下記のとおり基準額における学級数の1増加分に対する基準額の増加額に一部のばらつきが確認された。

【意見】
 需用費及び備品購入費の基準額表は、合理的で説明可能な基準とすように見直しを検討する必要がある。

③理科教育設備現有率ついて、金沢市の中学校全体では、85.1%であり(各中学校の最低値は51.2%、最高値は114.4%)、国が定める「基準額」に対する達成度は100%未満となっている。この点、当該数値が他市と比較して低い水準となっていないかどうか、他市の同比率との比較を行っている資料を閲覧した結果、他市と比較して金沢市は極めて高い水準(調査した53市の中で一番高い数値)となっていた。

そこで、当該要因について担当課に確認したところ、金沢市では教育基本計画において科学教育の充実を掲げており、理科学に秀でた中学生を対象とした高峰賞の実施や(公財)金沢子ども科学財団の設立など、理科学教育に力を入れていることもあり、理科教育設備に関して国庫補助を活用しながら着実に予算確保に努めた結果、理科教育設備現有率の向上につながったのではないかとのことであった。

よって、上記は概ね妥当な理由であると考えられ、現時点での現有率の水準に特段問題ないものと判断した。

3-6 部活動振興費 中学校部活動大会派遣援助費

(1) 概要

①目的

スポーツ・文化活動を通して、豊かな人間性と健全な身体形成を図るために、部活動を支援する。

②事業概要

関係競技団体が主催する石川県大会(金沢教育事務所管轄以外での開催大会に限る)、北信越ブロック大会及び全国大会等に参加する学校に対し、必要な経費の一部を援助する。

③事業対象及び選定条件

ア 金沢市立 : 県大会以上対象(平成29年度から県大会に対象拡大)

イ 金沢市立外 : 北信越大会以上対象

※対象経費は、交通費、宿泊費及び機材運搬費で、2分の1を補助

※支援対象となる大会の開催地や出場人数(校数)により、決算が大きく変動する

④過去5年間の決算の状況

	当初予算		決算	
	金額(千円)	延べ対象生徒数(人)	金額(千円)	金額(千円)
平成26年度	6,600	332	6,586	6,586
平成27年度	6,900	287	6,009	6,009
平成28年度	4,000	388	3,562	3,562
平成29年度	15,200	1,302	14,866	14,866
平成30年度	9,800	696	5,255	5,255

(2) 監査手続

①部活動大会派遣援助費の支出について、大会派遣費援助申請書及び関連資料を閲覧し、支出の妥当性を検証した。

閲覧資料：支出負担行為同意書、大会派遣費援助申請書、平成30年度中学校部活動大会派遣援助費(×××大会)

(3) 監査結果

①部活動大会派遣援助費の全支出について、大会派遣費援助申請書及び関連資料を閲覧した結果、交通費は、学校の最寄駅(バス停)から会場の最寄駅までの交通費を基本とし、往復割引・学割・団体割引が適用可能な場合に漏れなく割引が適用されており、妥当な金額として計算されていた。

一方、宿泊料については、連泊の単価も各大会で全て同じ金額となっており、主催団体から宿泊ホテルの指定がない場合は金沢市職員等旅費条例に規定される格付5級以下に相当する額を上限としている状況であった。当該状況について担当課へ確認した結果、原則として各大会が示す宿泊プランの中で一番安いランクのものを基準に担当課が調べた必要額を宿泊料として決めており、実際の費用とは異なることであった。

この点、各学校への補助金額は、担当課が調べた必要額全額ではなく、その2分の1となるため、補助金額が高額とならないように一定の抑制がかかっているともいえる。但し、大会の開催地が県外の遠方の場合で、参加生徒・引率の人数及び宿泊期間によっては、宿泊費を含む旅費が高額となり、実際にかかった費用を基準とした本来あるべき補助金額との間に乖離が大きくなる可能性もある。実際、平成30年度においては、1学校で旅費の合計金額が50万円を超える大会が6件あった。

3-7 部活動振興費 中学校部活動振興費

(1) 概要

①目的

部活動に必要な消耗品を補充するとともに、運動部地域指導者(外部指導者)による充実した指導体制の形成、及び部活動指導員業務による教員(顧問)の多忙化を解消(軽減)する。

②事業概要

ア 部活動に必要な用具の購入経費を各学校に支給

イ 指導者不足の運動部に外部指導者を派遣

ウ 適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を進め、教員の負担軽減を図るための部活動指導員を派遣(平成30年度～)

③事業対象及び選定条件

ア 部活動消耗品費(各中学校の部活動数に応じて配当)

イ 外部指導者派遣にかかる報酬(1,000円/時間)

ウ 部活動指導員にかかる報酬(1,600円/時間)

④過去5年間の決算の状況

	当初予算		決算	
	金額(千円)	部活動数(部)	金額(千円)	
平成26年度	5,828	331	5,838	
平成27年度	5,828	333	2,827	
平成28年度	6,198	338	6,078	
平成29年度	6,200	332	5,933	
平成30年度	8,634	323	8,600	

※平成30年度より、部活動指導員を配置(7名)(国補助1/3、県補助1/3)
令和元年度より3名増加し、10名配置

- (2) 監査手続
 - ①部活動消耗品費について、各学校への配当根拠資料を閲覧し、配分の適切性を検証した。
 - ②外部指導者派遣報酬について、毎月の支払一覧及び実績報告書等を閲覧し、支出の妥当性を検証した。
 - ③部活動指導員報酬について、毎月の報酬支給状況及び勤務実績報告書等を閲覧し、支出の妥当性を検証した。

閲覧資料：決裁同書、平成30年度中学校部活動振興費の配当方針、平成30年度中学校部活動振興費配当積算、支出負担行為同書、平成30年度金沢市中学校運動部活動地域指導者派遣事業支払一覧(××月分)、平成30年度運動部活動地域指導者派遣事業実績報告書(××月分)、部活動指導員報酬(補助対象経費)支給状況(××月分)、平成30年度中学校部活動指導員モデル配置事業に係る勤務実績報告書

(3) 監査結果

①需用費及び備品購入費について、各学校への配当根拠資料を閲覧した結果、平成30年度中学校部活動振興費配当方針に基づく配当額の積算は下記のとおりであった。なお、その年の予算の範囲内で公平な配当となるように調整をしており、学校基本額や1部活動当たりの金額等配当方針は毎年同じとは限らない。

(配当額の積算)

配当額 = ア + イ × ウ

ア：学校基本額(各校63,000円)

イ：部活動合計数による配当額(部活動数×12,000円)

ウ：調整率(1.029%：予算内で最大限各校に配当されるように調整した率)

上記に基づき、配当根拠資料を検証した結果、適切に配当額が計算・配分されおり、特記すべき事項は発見されなかった。

②外部指導者派遣報酬について、毎月の支払一覧及び実績報告書等を閲覧し、支出の妥当性を検証した結果、いずれも適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。

なお、平成30年度は26人の外部指導者に謝礼金を支給しているが、指導時間に基づき単面1,000円で計算された金額を支給しており、また、年間の指導時間の合計については全員が年間の上限である20時間以内(26人中23人が20時間)であることを確認した。

③部活動指導員報酬について、毎月の報酬支給状況及び勤務実績報告書等を閲覧し、支出の妥当性を検証した結果、いずれも適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。

なお、平成30年度は7人の部活動指導員に謝礼金を支給しているが、指導時間に基づき単面1,600円(県の要領に基づいた金額)で計算された金額を支給していることを確認した。

また、当該事業は、石川県市町立中学校部活動指導員モデル配置事業であり、国と県でそれぞれ3分の1ずつの補助金の対象となっている。補助対象経費である2,352千円の3分の2の金額である1,568千円が補助金として適正に交付申請され、同額の補助金の交付を受けていることを確認した。

4 学校保健費

4-1 学校保健検診費

(1) 概要

①目的

児童生徒の各種疾病について、早期発見と適切な指導を行い、健康増進と学習能力の向上を図る。

②事業概要

毎学年定期に実施するものとされている児童生徒等の健康診断(学校保健安全法第13条)における検査項目(同施行規則第6条及び第7条)のうち、外部委託が必要となる項目について、委託事務を行う。また、思春期貧血(鉄欠乏性貧血)及びその疑いのある生徒や、小児生活習慣病としての高脂血症又は糖尿病の生徒の早期発見を目的として、中学校第2学年生徒のうち希望者を対象に、血液検査を実施する。

③事業対象及び選定条件

ア 法定検査

i 委託検査機関

公益社団法人金沢市医師会及び民間事業者

ii 検査項目等

	対象児童生徒	平成30年度対象人数(人)
心電図検査	小学校第1学年児童 中学校第1学年生徒	7,502
尿検査	全小中学校の児童生徒	※ 35,692
結核検査	問診やアンケート等により必要と判断された児童生徒	40

※再検査の人数を含む

イ 血液検査

i 委託検査機関

公益社団法人金沢市医師会

ii 検査項目等

貧血検査 高脂血症、肥満検査 糖尿病検査	対象生徒 中学校第2学年生徒の希望者	平成30年度 検査人数(人)
		1,062

④過去5年間の決算の状況

	当初予算		決算	
	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)	
平成26年度	26,069	-	25,422	
平成27年度	25,979	-	25,148	
平成28年度	22,349	-	21,231	
平成29年度	21,849	-	21,415	
平成30年度	21,869	-	21,286	

(2) 監査手続

①委託事業につき、担当課への質問及び関連資料の閲覧により、委託先の選定や委託料の算定、契約及び委託料の支払等の事務が適正に行われているか検証した。

閲覧資料：委託業務結果報告書、契約締結書、委託契約書、入札結果表、契約執行向、支出負担行為同書 等

(3) 監査結果

①委託事業に係る事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正であり、特記すべき事項は発見されなかった。

4-2 学校保健センター費

(1) 概要

①目的

児童生徒の体と心の障害について、早期発見により適切に指導し、健康増進と学習能力の向上を図る。

②事業概要

児童生徒等の心身の健康に関して、適切な健康相談及び保健教育等を行うために、以下の業務を公益社団法人金沢健康福祉財団に委託する。また、健康診断結果に基づき心臓二次検診についても併せて当該法人に委託する。

区分	科目	事業項目
健康相談	内科、眼科、耳鼻科	健康相談
	精神科	カウンセリング
	肥満、痩身	健康相談、調理実習
保健指導	環境衛生	手洗いの指導
	歯科	歯科保健指導
	その他専門家派遣	助産師講話 等

③事業対象及び選定条件

学校保健安全法第10条により、学校においては、健康相談又は保健指導を行うにあたって、必要に応じて地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るものとされている。公益財団法人金沢健康福祉財団(以下、「健康福祉財団」という。)は、児童生徒の健康増進を目的の1つとして設立され、学校保健・学校環境衛生についての専門的な研究・実施体制を備え、当該事業を総合的に実施できる唯一の団体であることから、随意契約による委託先として選定されている。

上記の健康相談事業及び保健指導事業については、希望する保護者や児童生徒又は各学校が直接、委託先である健康福祉財団に申し込みを行われ、活用されるものである。

④過去5年間の決算の状況

	当初予算		決算	
	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)	
平成26年度	12,200	-	11,636	
平成27年度	12,200	-	11,812	
平成28年度	12,200	-	11,614	
平成29年度	12,200	-	11,952	
平成30年度	12,800	-	10,612	

(2) 監査手続

①委託事業につき、担当課への質問及び関連資料の閲覧により、委託先の選定や委託料の算定、契約及び委託料の支払等の事務が適正に行われているか検証した。

②事業報告を閲覧し、保健センター機能が有効に活用されているか検証した。

閲覧資料：契約締結書、委託契約書、契約執行向、支出負担行為同書、平成30年度学校保健事業報告 等

(3) 監査結果

①委託事業に係る事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正であり、特記すべき事項は発見されなかった。

②学校保健センター機能の活用実績について
平成30年度の事業報告によれば、平成30年度において健康相談を利用した児童生徒の実績

③事業対象及び選定条件
独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく法定の支出である。

④過去5年間の決算の状況

	当初予算		決算	
	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)	金額(千円)
平成26年度	33,580	35,635	33,291	33,291
平成27年度	33,375	35,417	32,078	32,078
平成28年度	33,400	35,109	32,778	32,778
平成29年度	31,900	34,800	32,499	32,499
平成30年度	32,720	34,675	32,415	32,415

※上記は保護者負担分を含む金額である。

(2) 監査手続

①担当課への質問及び関連資料の閲覧により、共済掛金の金額が適切に計算・納付されているか検証した。

閲覧資料：災害共済契約者名簿、共済掛金支払明細書、支出負担行為伺書、独立行政法人日本スポーツ振興センターからの各種通知書 等

(3) 監査結果

①支出に係る事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正であり、特記すべき事項は発見されなかった。

4-4 日本スポーツ振興センター医療給付金

(1) 概要

①目的

「4-3 日本スポーツ振興センター共済掛金」からの医療給付金を給付し、保護者の負担を軽減することをもって、スポーツの振興及び児童生徒の健康の保持増進を図る。

②事業概要

独立行政法人日本スポーツ振興センターで決定された医療給付金を各学校を通じて保護者に支給する。同額が金沢市の歳入となるため、金沢市としての負担はない。

③事業対象及び選定条件

独立行政法人日本スポーツ振興センターからの給付決定に基づき対象児童生徒の保護者へ給付する。

④過去5年間の決算の状況

	当初予算		決算	
	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)	金額(千円)
平成26年度	36,900	5,302	34,615	34,615
平成27年度	36,900	4,755	51,486	51,486
平成28年度	36,900	4,166	15,949	15,949
平成29年度	27,600	4,019	47,838	47,838
平成30年度	24,700	4,223	14,442	14,442

は以下のとおりであり、金沢市の児童生徒数を踏まえると、十分に活用されていない傾向がうかがえる。

区分	利用人数(人)
内科、眼科、耳鼻科	0
精神科	43
肥満、痩身	26

例えば、上記報告では平成30年度の身体測定結果に基づく肥満傾向児・やせ傾向児の人数は2,460人とあるが、健康福祉財団が保健センターとして行っている相談業務(すこやか発育改善塾)への参加人数はこのうち約1.0%と、極めて利用実績が少ない状況にある。

金沢市教育委員会では、児童生徒の心と体の健康づくりに関する行政施策を取りまとめた「金沢市健康教育推進プラン2019」において、健康相談事業の充実・利用促進を掲げている。当該方針に鑑み、健康相談事業の内容や利用促進策について見直しを行う必要がある。

【意見】

公益財団法人金沢健康福祉財団に委託されている児童生徒の健康相談事業の利用実績が極めて少ない。健康相談事業の利用促進策について見直しを行う必要がある。

4-3 日本スポーツ振興センター共済掛金

(1) 概要

①目的

独立行政法人日本スポーツ振興センター(注)に対して掛金給付を行い、スポーツの振興及び児童生徒の健康の保持増進を図る。

(注)日本スポーツ振興センターはスポーツの振興及び児童生徒等の健康の保持増進のため、スポーツの振興のために必要な援助や学校の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付等を行うことを目的として、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づき設立された法人である。

②事業概要

共済掛金の金額等は独立行政法人日本スポーツ振興センター法及び同施行令により定められており、保護者負担分以外の部分を学校の設置者である市が負担する。小中学校の児童生徒の保護者負担分については、4割から6割の範囲内で市が決定する。

平成30年度の児童生徒一人あたりの年間の共済掛金及び金沢市における保護者負担額は以下のとおりである。

	掛金額	うち、保護者負担額
一般の児童生徒	945円	460円
生活保護法の要保護世帯(※)	945円	0円
就学支援制度の対象者(※)	65円	0円

※一部、国庫による補助がある。

(3) 監査結果

①交付金の支出について、交付金交付申請書及び関連資料を閲覧した結果、交付金交付申請書の添付書類(事業計画書、収支予算書等)で交付金額の前提となる大会名及び内容及び内容等が項目毎に明確にされており、また、事業結果報告の添付書類(事業実施内容、収支決算書等)においても同様に明確にされていた。結果として、金沢市中学校体育連盟には毎年同額の17,000千円を交付しているが、交付金交付申請書や事業結果報告書の提出を受ける際に、関連書類を吟味するとともに、特に収支予算書及び収支決算書については担当者から使用状況等の内容を確認しているとのことであった。

また、当該事業に係る交付金が他事業「3-6 中学校部活動大会派遣援助費」の援助費と重複がないか担当者に確認したが、本事業に係る交付金は、県大会選手派遣費としての支給であり、支給額は団体内の予算額を超えないように傾斜をかけるため、各学校の積算額の半分がそれぞれ以下であることに対して、「3-6 中学校部活動大会派遣援助費」は、金沢教育事務所管轄外の大会のみ2分の1を支給しているため、重複することはないとのことであった。よって、支出の妥当性は特段問題ないものと判断した。

(2) 監査手続

①支出に係る事務の適切性を検証するため、平成30年度の支出のうち特定の2カ月を抽出し、各学校を通じて行われた保護者への個別の支払が、が独立行政法人日本スポーツ振興センターの決定どおりに行われているか、関連資料の閲覧により確認した。

閲覧資料：支出負担行為同意書、独立行政法人日本スポーツ振興センターからの各種通知書、日本スポーツ振興センター災害共済給付金資金前渡精算書、振込依頼書等の支払記録

(3) 監査結果

①支出に係る事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正であり、特記すべき事項は見られなかった。

5 体育振興費

5-1 中学校体育連盟運営事業交付金

(1) 概要

①目的

金沢市中学校体育連盟が行う市内各中学校の体育部活動運営事業に対し、交付金を交付し、生徒の体力向上及びスポーツ精神の醸成を図り、加賀地区大会、県大会、北信越大会、全国大会での入賞を目指す。

②事業概要

大会開催や選手強化等に必要な経費を金沢市中学校体育連盟に交付する。

③事業対象及び選定条件

金沢市中学校体育連盟

④過去5年間の決算の状況

	決算	
	当初予算 金額(千円)	実績 金額(千円)
平成26年度	17,000	17,000
平成27年度	17,000	17,000
平成28年度	17,000	17,000
平成29年度	17,000	17,000
平成30年度	17,000	17,000

(2) 監査手続

①交付金の支出について、交付金交付申請書及び関連資料を閲覧し、支出の妥当性を検証した。

閲覧資料：支出負担行為同意書、概算払精算請求書、決裁同意書、交付金交付申請書、交付金交付決定通知書、交付金確定通知書、事業結果報告

第4章 学校監査
1 学校監査の概要

金沢市には令和元年5月1日現在で53校1分校の市立小学校、24校1分校の市立中学校がある。それらの学校では、学校が管理主体となっている金銭や備品等の取り扱いが存在する。そこで、本監査では学校の財務事務についても監査対象に含めることとした。但し、監査時間の効率的配分のため、監査要点を、資金取り扱い状況、学校徴収金、備品等管理、勤怠管理、図書管理の5項目に絞った。なお、学校徴収金は学校が取り扱う金銭ではあるが市の公金ではなく、私費の管理を学校が行っているというものである。

監査の実施方法としては、上記77校2分校の中から、小学校3校、中学校3校を選択して学校現地を訪問し監査を行った。なお、学校を選択に当たっては児童生徒数により、小規模、中規模、大規模からそれぞれ小学校1校ずつ選択した。

学校名と監査実施日

監査実施日	学校名	児童数	学校名	生徒数
8月5日	花園小学校(小規模校)	146人	兼六中学校(大規模校)	722人
8月8日	田上小学校(大規模校)	903人	犀生中学校(小規模校)	108人
8月26日	泉小学校(中規模校)	652人	泉中学校(中規模校)	397人

※児童数、生徒数は令和元年5月1日現在

2 資金取り扱い状況

- (1) 概要
- ①金沢市立小・中学校では、学校の管理運営上必要な物品の購入、修繕、借上げ、備品(税込5万円未満)の購入等に要する費用の支払のため資金前渡制度を運用している。
 - 資金前渡制度は、概略、以下の手順で運用されている。
 - ・ 毎月1度、必要とされる金額を教育委員会に請求して送金を受ける。
 - ・ 請求は前月の20日までに、当月の8日に各学校の当座預金口座に入金する。
 - ・ 物品の購入等の支払は、業者に小切手を手渡して行っている。
 - ・ 購入を証明する書類として、請求書/領収書を保管している。
 - ・ 月末に使い残し(残金)がある場合、都度、小切手を用いて金沢市が発行する納付書により金沢市の口座に全額返金している。

(2) 監査手続

- ①市立小・中学校の資金前渡制度が効率的に運用されているか確かめるため、各校の学校事務担当者に質問を行った。また、聞き取った内容が正確であるか、適宜、経理資料で確認を行った。

閲覧資料：資金前渡制度等運用基準、当座勘定照合票、校費資金前渡請求書、校費資金前渡精算書、小切手帳 等

(3) 監査結果

①支払及び返金時の小切手の使用の見直しについて

各学校は、業者への支払について専ら小切手を使用している。また、毎月の残金の返納について、小切手を使用している。かつて、取引銀行は小切手帳(50枚綴)を無償で提供していたが、現在、1冊3,300円で販売している。このため、市内全域の市立小・中学校で支払および返納の都度、実質的に66円(3,300円÷50枚)の実費が発生していることとなる。

以前は小切手帳が無償で供与されていたため、現在まで利用が続けていると考えられるが、有償化後の近年の経緯を考えると更なる値上りも十分に予想されるところであり、制度を見直す時期が来ているのではないかと。

資金前渡制度に関して、小切手に替えてインターネットバンキングや口座振込による支払を利用すれば、公金であるため送金手数料をすべて無料にできるから、市立小・中学校全体としてのコスト低減が期待できる。なお、県内の他市町においては、学校で行う支払い事務の中には、インターネットバンキングを既に導入している実績もある。

【意見】

学校現場での各種経費等の支払事務において、不正防止策を施した上で、インターネットバンキングや口座振込を利用する方法について検討する必要がある。

また、支払事務におけるインターネットバンキング等の利用に留まらず、学校事務全般において、事務の効率化及び省力化を図るため、簡易な計算ソフトを含む統一システマ化の導入を検討し、将来的な働き方改革に繋げていくことが望まれる。

【意見】

学校事務全般について、事務の効率化及び省力化を図るため、簡易な計算ソフトを含む統一システマ化の導入を検討する必要がある。

②資金前渡期間の見直しについて

各学校からの教育委員会への資金の請求は前月の20日までに、翌月の8日に学校の当座預金口座に入金が行われている。このため、月の初めから7日まで手元に支払資金がない状態にあり、緊急に物品の購入、修繕等が必要で、入金日である8日まで事態を放置することができないう場合、手元に資金がない状態で外部に発注を掛けることになる。つまり、「支出負担行為」を資金の裏付けなく、実施する必要に迫られることになっている。

年度替り時(4月初日)では送金実施が実質的に不可能であることから、これに引き置かれて年間を通じて8日の入金になっているものと考えられるが、年度末を除き、資金受領日から当月末までの資金前渡期間を見直して毎月8日から翌月7日に設定することにより、手元資金の「空白期間」を埋めることができる。

【意見】

各学校における資金前渡期間を当月入金日から翌月入金日の前日までの1ヶ月分とすることにより、資金の空白期間がなくなるよう手続を改める必要がある。

4 備品等管理
4-1 備品管理

(1) 概要

①市立小・中学校で購入した備品は、備品台帳に登録して、毎年3月31日現在に帳簿と現品とを照合の上、現在高を報告することとなっている(金沢市財務規則第257条)。また、各備品には、備品の管理番号を識別できる管理シール(棚札)が貼付されることとなっている。

(2) 監査手続

①市立小・中学校の物品管理の状況について、各校の担当者に質問を行った。また、物品管理の状況を確認するため、適宜、物品台帳と現品との照合を行った。

閲覧資料：金沢市財務規則、重要物品台帳、備品台帳、物品点検・引継調書、保管転換送付書、物品組替調書、物品取得調書、物品返納書

(3) 監査結果

①実地棚卸のあり方について

・ 備品台帳と現品との照合において、以下の検出事項があった。
監査会場となった図書室の机が備品台帳には7個登録されているところ、現品は6個しかなく、しかも管理シールの貼付を欠いているため、備品台帳と現品との照合が行えない状態となっている。

・ 教学準備室に登録されている「方眼黒板」が2つ見当たらない。逆に備品台帳に登録されていない「昭和45年12月21日」取得の「方眼黒板」が使用可能な状態で置かれている。(以上、兼六中学校)

・ 管理シールが適切に貼られていないもの・・・7点

・ 台帳に記載はあるが現物が見当たらないもの・・・10点

・ 台帳と現物は一致しており、管理シールもあるが、管理番号が台帳と異なるもの・・・1点
・ この他、管理シールは以前使用されていた旧型のシールが貼付されたままとなっており、管理番号も現在の台帳と異なるものが多くみられた。(以上、厚生中学校)

・ 管理シールの貼付がないため、現品と備品台帳との照合が行えなかった。・・・アナログ前屈計および得点板(各1点)(兼中学校)

備品について、金沢市の財務規則は、その購入、移動、除却(取得、保管転換、返納)等の手続を定めているが、当該財務規則は、台帳記録の実在性を担保するため、帳簿と現品との定期的な照合作業(実地棚卸)を実施すべきことも定めている。実地棚卸は、照合対象となる資産を網羅した事前の実施計画に従って、通常2名1組で行うことが原則である。もし人手が足りない場合には、循環棚卸とによって、複数年で照合作業を巡行的に実施する方法が取られる場合もある。

上記の検出事項は、帳簿と現品との定期的な照合作業が的確に行われていれば、既に是正されているはずの事案であり、実地棚卸の原則の不徹底に原因があると考えられる。実地棚卸の作業は、各校において、管理備品については各校の物品管理担当者、教材備品については各教

③納品書の保管について

物品の購入等を証明する書類については、現在、請求書や領収書を保管することで足りることとなっているため、納品書は事務担当者の任意により一時的にしか保管されていない。そのため、後日、納品の事実を証明できる文書はない状態となっている。また、複数の学校で、学年度末に支出が集中する現象が確認できたが、例えば、3月に支払った物品・消耗品が年度内に納品されているか、納品書の保管義務がないため、後日、確認できない状況にある。

新聞の購読など一部の例外を除いて、納品書の受領は広く行われており、請求書/領収書と別のファイルに綴じ合わせれば、現実には納品書は問題なく保管可能である。但し、地方自治体においては納品書を保管しない事務が広く行われていることでもあるので、今後の地方自治体の内部統制制度導入の推移を見ながら、必要な納品書は残していくことが望まれる。

【意見】

学校での物品等の購入の際には、請求書や領収書のみならず納品書も保管することが望ましいが、事務の増加も勘案して、学校現場に適した必要書類とその保管について検討を進める必要がある。

3 学校徴収金

(1) 概要

①学校徴収金とは、個人が使用したは所有する教材費、校外活動費、修学旅行費及びその他の教育活動に要する経費で、保護者負担が適当と考えられ、教育効果を高めるために学校が保護者から徴収、管理する経費である。学校徴収金は金沢市の公金ではないが、学校が徴収と支払を管理している金銭であり、「金沢市立学校徴収金取扱要領」を定めて学校徴収金の適切な管理運営に努めている。

(2) 監査手続

①平成30年度の学校徴収金の出納簿、領収書等の原始証拠、徴収同書、銀行預金通帳を閲覧し、それらの整合性や管理状況を確認した。また、現金や預金通帳の保管場所の視察を実施した。

閲覧資料：徴収金差引簿兼現金出納簿、徴収同書、領収書等の支出根拠資料、銀行預金通帳

(3) 監査結果

①金沢市立学校徴収金取扱要領に定められた事項は、概ね遵守されていた。現金及び預金通帳の保管、出納簿や領収書綴の作成、関係書類の校長確認印及び5年間保存は適正に行われていた。

但し、徴収金差引簿兼現金出納簿と領収書の金額が少額合わないものが散見される学校があった(兼六中学校)。これについては、教材等の購入人数が変更になって後日調整が入り、領収書と出納簿が不一致となることが原因である。他の学校で同様の事象が生じている訳ではないので、改善は可能であると思われる。

時代に取得した備品について見当たらないものが多かった。屏生中学校は、過去に他の学校と統合しており、統合時に持ち込まれた備品について、廃棄したにもかかわらず、台帳に登載したままになっているためと思われる。

こうした検出事例は、学校統合時の物品の登録に関する事前指示の不徹底に原因があるのではないかと思われる。少なくとも、各学校の物品担当者に対する管理責任を負わせ、事後処理を委ねることには無理があると考えられる。学校統合という事態は、不定期に発生するものではあるが、今後も想定し得るので、教育委員会から明確な指示を出す等の対策が必要である。

【指摘事項】
学校統合が行われた場合において、備品台帳の整備状況に数多くの不備が見受けられる。備品管理、特に帳簿の移管について、教育委員会において学校現場に明確に指示し、適正に管理すべきである。

4-2 薬品管理

(1) 概要

①市立小・中学校においては、年度当初に理科用薬品の管理についての保管責任者を定め、年2回、理科用薬品現有一覧表を教育委員会に提出するとともに、「毒物及び劇物管理簿」を作成、定期的に現有残量の確認を行わせることになっている。各学校の保管責任者(薬品管理担当者)には、通常、理科教員が任命されている。

(2) 監査手続

①市立小・中学校の薬品管理の状況を確認するため、適宜、保管場所と現品の照合及び管理簿と現品との照合を行った。

閲覧資料:理科薬品の適切な管理に関して(学校指導課)、理科用薬品現有一覧表、理科薬品(毒物・劇物)管理簿

(3) 監査結果

①理科薬品の保管されている薬品庫、薬品棚は常に施錠されていた。

理科薬品(毒物・劇物)管理簿(「管理簿」と現品との照合において、以下のような検出事項があった。

- ・ 管理簿に質量減少の理由(「使用目的」欄)の記載がないもの。・・・1点(花園小学校)
- ・ 管理簿に記載があるが現物が無いもの。・・・2点
- ・ 管理簿に記載がないが現物があるもの。・・・1点
- ・ 管理簿と現物とで質量が異なるもの。・・・6点
- ・ 管理簿と現物とで置かれている場所が一致しないもの。・・・1点(以上、兼六中学校)
- ・ 管理簿と現物とで質量が異なるもの。・・・3点
- ・ 管理簿に記載があるが現物が無いもの。・・・2点(以上、屏生中学校)
- ・ 管理簿に質量の記載がないもの。・・・1点(泉小学校)

科担当の教員といった個人任せになっている状況が見受けられた。本来であれば、組織として、計画的かつ網羅的に実施されることが望ましい。

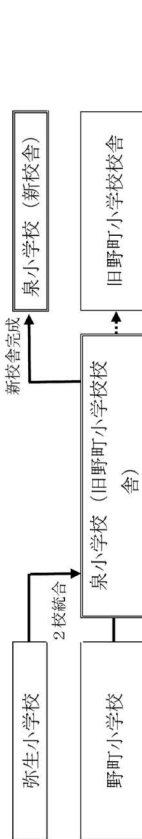
【指摘事項】
備品の実地棚卸について、複数人で実施し、正確な記録の確保を図るべきである。

②借受品の記帳について
泉中学校において、備品台帳に記載のない現品が複数あったため、記載漏れかと担当者に尋ねたところ、市立中学校の備品ではなく、育友会(PTA)の拠出による「借受品」との回答があった。学校の帳簿には何らの記録もないが、借受品も実質的には学校に備え置かれた物品であり、管理責任は学校側にあるものと考えられる。

【意見】
借受品について、管理責任は学校にあると思われる。財産台帳に参考資料を添付しておく等の対応により、実地棚卸の対象として適切に管理する必要がある。

③学校統合時の備品管理のあり方について
現在、泉小学校の備品台帳で管理している備品には、現時点で泉小学校にあるものに加えて旧野町小学校に保管されているものが混在していることが判明した。その経緯は以下のとおりである。

- ア 平成26年4月に野町小学校が弥生小学校と統合して泉小学校が開校した。
 - ・ 開校当初、泉小学校は旧野町小学校の校舎を使用、並行して旧弥生小学校の敷地に新校舎を建設。
 - ・ 弥生小学校の閉校と共に、旧弥生小学校の備品のうち旧野町小学校に移転したものを旧野町小学校の備品と併せて「泉小学校」の備品台帳に移管した。
- イ 平成29年4月に泉小学校の新校舎が完成、現在の校舎に移転した。
 - ・ 新校舎の完成後、備品の大部分は現在の校舎に移転したが、一部は旧野町小学校校舎に残っている。
 - ・ そのため、「泉小学校」の備品が新校舎にあるのか、旧野町小学校校舎にあるのか、所在が明確に分からない状態になっている。



この他、前記①「実地棚卸のあり方について」に記載したように、屏生中学校において監査人が抽出したサンプル(25点)のうち、半分弱(10点)について現物が見当たらなかったが、昭和

閲覧資料：消耗性図書返納書、除籍一覧、選書リスト

(3) 監査結果

①学校図書館の運営状況について質問した結果、「学校図書館ガイドライン」に適合せず問題となるような事象は検出されなかった。学校図書の受入・除籍については定められた規程に従って実行されていた。また、全校に導入されている図書管理システムを利用して日常の貸出・返却、新図書の受入及び不要と判断した図書の除籍が行われており、図書館業務が効率的に行われていることを確認した。

これらの検出事項は、保管責任者である理科教員に作業を委任して二重チェックが働いていないことに主な原因がある。

【指摘事項】
毒物・劇物については特に慎重な取り扱いが求められることから、定期的に、複数人での薬品管理簿の確認を行うべきである。

5 教職員勤怠管理

(1) 概要

①昨今、教員の長時間労働問題が取り沙汰されることが多くなっている。また、働き方改革が叫ばれており、学校も対応が求められている。教職員の勤務状況自体は本監査の対象とするものではないが、勤務状況を把握するための根拠資料が正しく作成されていることが、労働時間問題に対処するための必須要件であるため、勤務状況に関連する書類を閲覧し、各書類の整合性を検討することによりその信頼性を確かめることとした。

(2) 監査手続

①以前から継続して作成されていた出勤記録、休暇記録、外出記録、それに加えて労働時間問題に対処するため新たに作成し始めた勤務時間集計等を閲覧し、それぞれの整合性を検討した。

閲覧資料：平成30年度出勤簿、学校日誌、年次有給休暇処理簿、病気休暇・特別休暇承認簿、出張命令簿兼復命書、職務専念義務免除願、勤務時間管理簿

(3) 監査結果

①閲覧した資料において、矛盾や不整合は検出されなかった。勤怠管理は適正に行われていると思われる。また、新たに作成し始めた勤務時間集計表では、前年と比較することができず、訪問した全校で労働時間の減少が認められた。

6 学校図書管理

(1) 概要

①国は学校図書館の整備充実を図るため、運営上の重要な事項についてその望ましい在り方を示す「学校図書館ガイドライン」を定めている。また、金沢市は学校図書館で受け入れる図書・資料について「金沢市立小・中学校図書館資料選定基準」を定めており、選定の際の判断基準としている。

(2) 監査手続

①学校訪問日に学校司書が在室していた2校において、学校図書館の運営状況について質問し、また学校図書の受入・除籍に関する資料を閲覧した。学校司書が不在の4校では当該手続は実施していない。

第5章 過年度の指摘、意見等への対応状況

この項では、過去の包括外部監査において、全庁横断的な監査テーマの中で教育委員会所管事業が取り上げられ、それについて指摘事項や意見等が記載されたものを対象とし、その措置の状況や現在の状況を検討した。

1 学校の特別教室の利用について

(1) 過年度監査の概要

①記載された事項
(指摘事項)

各学校における特別教室の利用は、基本的に学校の判断によっており、金沢市(教育委員会)としての明確な基準が存在しない。基準の作成が望まれる。

②監査報告年度 平成16年度

③背景

学級数に対する特別教室の割合や特別教室の内訳は、各学校によって大きく相違している。これが各学校の教育上の特色のために相違しているのであれば異論はないが、現場視察によると、有効に利用されていないと思われる教室(学年利用室や吹奏楽活動室など)や、必要以上に用意された資料室などが散見される。またこの割合が大きく変動すると、義務教育でありながら、教育環境にアンバランスが生ずる結果となると思われる。

(2) 措置の状況

①措置公表日：平成18年3月13日

②措置内容：学校は、その特色やこれまでの経緯、規模、児童・生徒数など条件が異なるため、特別教室に関する一律の基準を設けることは考えていない。なお、学校施設の目的外利用など有効利用を図ることは必要であると考えられるので、管理や安全の問題も考慮しながら対応することとした。

(3) 現在の状況

前回指摘を受けた3校のうち、現在も利用されている学校は1校のみである(その他2校は、建替及び閉校)。目的外利用などの活用について、管理・安全面の問題も考慮しながら対応しているところであり、当該1校においては、平成25年度に申請があり、学校施設の使用を許可している。現在は申請がないため、目的外使用等で貸出しはしていないが、申請があれば審査し貸出す体制はできている。

(4) 結論

特別教室過剰の学校があることは、その後の少子化進行により教室自体が余っている現況において、より大きな視点で捉えるべき問題となっており、この措置対応の適否について、現在議論する価値があまりない状況である。なお、特別教室の目的外使用は可能となっており、この面では対応されたとと言える。

2 学校開放制度について

(1) 過年度監査の概要

①記載された事項
(指摘事項)

学校開放を制度的に行っていない学校がある。また、学校開放業務を委託する管理委員会への委託業務の抜本的見直しが必要である。

②監査報告年度 平成16年度

③背景

開放した学校施設の活用促進のため、金沢市としては管理委員会という制度を設けて運営を行っているが、管理委員会が組織できないため、学校開放が制度的に行われているとは言い難い学校が6校ある(中学校5 小学校1)。地域の事情があつて管理委員会が組織できない場合には、本来、管理委員会という制度の導入を決めた金沢市が責任をもって公民館等と協力し、地域の理解を求めながら学校開放業務を行うべきものである。

また、開放した学校施設の利用に当っては、利用者の難の取り扱いを厳しくし、守れないものへの利用の拒否を規格外明確にするなどにより、管理委員会への委託業務を軽減し、委託費用の削減を図るべきである。

(2) 措置の状況

①措置公表日：平成18年5月11日

②措置内容：管理委員会が組織できない学校についても、要望があれば個別に教育委員会の判断で開放している。なお、指摘の6校中、1校は平成17年9月より管理委員会を組織しており、他の5校についても、地域の理解を求めながら、開放業務を進めていく。

また、開放施設に鍵保管庫を設置し、平成17年6月より委託業務を抜本的に見直した。利用者責任を明確にし、管理委員会への委託業務を軽減した。併せて委託費用の軽減を図った。

(3) 現在の状況

指摘のあった6校中4校については既に学校開放業務を行っている。残りの2校についても施設の整備状況を見据えつつ、学校や地域と協議を行っていく。なお、当該2校が現在、学校開放を行っていない理由は次のとおりである。

①新校舎の体育館は外構工事も含めると令和2年度中に完成予定である。併設されている小学校の学校開放事業の稼働状況も勘案し、今後は学校や地域と協議を行っていきたい。

②体育館と校舎との仕切シャッターが設置されていないため、防犯上の理由で学校開放事業を行っていない。

(4) 結論

過年度の意見に沿って改善が図られており、問題はない。

指摘事項・意見一覧

1. 指摘事項 4件

【教育総務課所管事業】

番号	頁	内 容
1	58	・ 学校環境衛生管理費について 学校衛生管理基準に基づく定期検査のうち、空気検査については、全校を対象に毎年度1回定期に検査を行うべきである。また、基準値を超過した教室等については、翌年度も検査対象とすべきである。

【学校監査】

番号	頁	内 容
2	153	・ 実地棚卸のあり方について 備品の実地棚卸について、複数人で実施し、正確な記録の確保を図るべきである。
3	154	・ 学校統合時の備品管理のあり方について 学校統合が行われた場合において、備品台帳の整備状況に数多くの不備が見受けられる。備品管理、特に帳簿の移管について、教育委員会において学校現場に明確に指示し、適正に管理すべきである。
4	155	・ 薬品管理について 毒物・劇物については特に慎重な取り扱いが求められることから、定期的に、複数人での薬品管理簿の確認を行うべきである。

2. 意見 22件

【教育総務課所管事業】

番号	頁	内 容
1	27	・ 学校用地借上料について 現状、支払っている借上料（賃借料）については、近傍類似の民間賃貸実例に比して多額に支払われているものと考えられることから、借地解消に向けた検討を進めていく必要がある。
2	63	・ 共同調理場費 共同調理場施設衛生環境改善事業費について 学校給食調理場の衛生環境の改善と施設運営の効率化のために、「金沢市学校給食調理場再整備計画」に基づき統廃合を推進する必要がある。
3	68	・ 共同調理場費 管理運営費について 学校給食運営の効率性・経済性の観点から、学校給食調理業務の外部委託化の拡大について検討を行う必要がある。

3 共同調理場のコスト管理について

(1) 過年度監査の概要

①記載された事項

(意見)

今後の課題として、どの調理場がコスト面で効率的に運営されているかということを経理的に把握できる管理体制の構築が必要と考える。

②監査報告年度 平成16年度

③背景

金沢市には、現在ミルク給食の学校は5中学校あり、今後、新規の共同調理場の建設を視野に入れながら、完全給食の実施を目指していく方針である。しかし、学校給食の調理方式をどの方式にするかは、各方式によるメリットとデメリットを総合的に勘案しながら決定する必要がある。その中でもコスト計算は重要な要素であることは間違いない。各方式によるコストを比較しながら検討する必要がある。

(2) 措置の状況

①措置公表日：平成18年3月13日

②措置内容：学校に併設されている調理場については、光熱水費が把握できるよう、順次、子メーターを設置するなど、効率的な運営の確立に向けた管理体制の構築を進めることとした。

(3) 現在の状況

小立野共同調理場については、平成24年の小学校改築時あわせて、上水道・下水道の子メーターを設置しているが、その他については設置されていない。子メーター設置料金や基本料金が別途かかり、追加料金がかかることは経費面で合理性に欠けるため設置していない。

(4) 結論

本監査報告書の第3外部監査の結果 第1章教育総務課所管事業 9-1 共同調理場施設衛生環境改善事業費において「金沢市学校給食調理場再整備計画」の進捗が遅れている。1、9-2 共同調理場施設整備費において「学校給食運営の効率性・経済性の観点から、外部委託の拡大について検討を行う必要がある」という意見を述べている。平成16年当時と環境が変わっている部分もあるが、根本は同じ問題として残っている。予算の制約が大きいものと思われるが、対応が必要であると考え。

なお、本年の金沢市議会12月定例会において、市長が、学校給食の共同調理場新設のため、石川県土木総合事務所跡地の取得を県に申し入れたことを明らかにした。これが実現すれば、状況は改善に向かうものと思われる。

【意見】

共同調理場については、より優先度を上げて「金沢市学校給食調理場再整備計画」を推進し、統廃合を進める必要がある。

14	133	<ul style="list-style-type: none"> ・教材整備費 教材整備費(中学校)について 需用費及び備品購入費の基準額は、合理的で説明可能な基準とするように見直しを検討する必要がある。
15	139	<ul style="list-style-type: none"> ・理科教育設備整備費(中学校)について 需用費及び備品購入費の基準額は、合理的で説明可能な基準とするように見直しを検討する必要がある。
16	145	<ul style="list-style-type: none"> ・学校保健センター費について 公益財団法人金沢健康福祉財団に委託されている児童生徒の健康相談事業の利用実績が極めて少ない。健康相談事業の利用促進策について見直しを行う必要がある。

【学校監査】

番号	頁	内 容
17	150	<ul style="list-style-type: none"> ・支払及び返金時の小切手の使用の見直しについて 学校現場での各種経費等の支払事務において、不正防止策を施した上で、インターネットバンキングや口座振込を利用する方法について検討する必要がある。
18	150	<ul style="list-style-type: none"> ・学校事務全般について 学校事務全般について、事務の効率化及び省力化を図るため、簡易な計算ソフトを含む統一的なシステム化の導入を検討する必要がある。
19	150	<ul style="list-style-type: none"> ・資金前渡期間の見直しについて 各学校における資金前渡期間を当月入金日から翌月入金日の前日までの1ヶ月分とすることにより、資金の空白期間がなくなるよう手続を改める必要がある。
20	151	<ul style="list-style-type: none"> ・納品書の保管について 学校での物品等の購入の際には、請求書や領収書のみならず納品書も保管することが望ましいが、事務の増加も勘案して、学校現場に適した必要書類とその保管について検討を進める必要がある。
21	153	<ul style="list-style-type: none"> ・借受品の記帳について 借受品について、管理責任は学校にあると思われる。財産台帳に参考資料を添付しておく等の対処により、実地棚卸の対象として適切に管理する必要がある。

【過年度の指摘、意見等への対応状況】

番号	頁	内 容
22	159	<ul style="list-style-type: none"> ・共同調理場のコスト管理について 共同調理場については、より優先度を上げて「金沢市学校給食調理場再整備計画」を推進し、統廃合を進める必要がある。

【学校職員課所管事業】		
番号	頁	内 容
4	75	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・スクール推進費について 本事業が有効に発展していくため、2年日以降は学校ごとに工夫が見られる事業となることを望ましい。全校で一律の委託料を交付しているが、弾力的な運用ができないか検討を行う必要がある。

【学校指導課所管事業】

番号	頁	内 容
5	89	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめを許さない学校づくり推進費について 金沢市いじめ防止等対策委員会の議事録を作成する必要がある。
6	95	<ul style="list-style-type: none"> ・特色ある学校づくり推進費 新3学期制実践費について 用務先に対する謝礼は現金支給し領収書を入手することが望ましいが、謝礼として図書券等の金券を贈呈する場合、精算書等で支出先、何のための支出か等を明記する必要がある。
7	95	<ul style="list-style-type: none"> ・特色ある学校づくり推進費 新3学期制実践費について 税務上の問題が生じる可能性があることから、謝礼の支出先が法人の場合、支出は個人口座ではなく法人口座へ行う必要がある。
8	112	<ul style="list-style-type: none"> ・西町教育研修館管理運営費について 老朽化していることや、耐震化・バリアフリー化を実施していないことから、今後の施設のあり方の方を検討しながら、耐震化工事等についても検討していく必要がある。
9	116	<ul style="list-style-type: none"> ・教材整備費 学校図書更新費(小学校)について 現在の図書更新計画(2018～2022年)の終了後、重点配当における10年以上経過冊数の考え方については、除籍可能冊数を差し引くのではなく、実際の蔵書冊数とする必要がある。
10	117	<ul style="list-style-type: none"> ・教材整備費 教材整備費(小学校)について 需用費及び備品購入費について、配当方針に基づき各学校に適正に配分するために、配当根拠資料を正確に作成する必要がある。
11	120	<ul style="list-style-type: none"> ・大型教材整備費について 取得年度が古いものを検討する際に、中古ピアノを寄付により取得した場合については、取得した時期ではなく製造した時期を基準として行う必要がある。
12	126	<ul style="list-style-type: none"> ・理科教育設備整備費(小学校)について 需用費及び備品購入費の基準額は、合理的で説明可能な基準とするように見直しを検討する必要がある。
13	131	<ul style="list-style-type: none"> ・教材整備費 学校図書更新費(中学校)について 現在の図書更新計画(2018～2022年)の終了後、重点配当における10年以上経過冊数の考え方については、除籍可能冊数を差し引くのではなく、実際の蔵書冊数とする必要がある。

令和2年(2020年)4月13日 印刷
令和2年(2020年)4月13日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄